

建設経済委員会・分科会 会議記録

1 期 日 令和元年12月13日（金）
午前9時27分 開会
午後2時52分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出 席 委 員 委員長 浅田 徹
副委員長 芦田 竹彦
委 員 青山 憲司、上田 倫久、
椿野 仁司、土生田仁志、
松井 正志、村岡 峰男

4 欠 席 委 員 なし

5 説 明 員 (別紙のとおり)

6 傍 聴 議 員 なし

7 事 務 局 職 員 主幹兼庶務係長 小林 昌弘

8 会議に付した事件 (別紙のとおり)

建設経済委員長・分科会長 浅田 徹

建設経済委員会（建設経済分科会） 次第

日時：2019年12月13日（金）

9時30分～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託案件の審査について
～別紙付託分類表のとおり～（P2・3）

(2) 意見・要望のまとめ

(3) 管外行政視察研修について（P4）

ア 日程：_____月_____日（）～_____月_____日（）※2泊3日
イ 内容：_____

(4) 閉会中の継続審査申出について（P5）

(5) その他

4 閉 会

建設経済委員会名簿(12/13)

=12/13建設経済委員会出席不要

2019年11月12日現在

【委 員】

職 名	氏 名
委 員 長	浅 田 徹
副 委 員 長	芦 田 竹 彦
委 員	青 山 憲 司
委 員	上 田 優 久
委 員	椿 野 仁 司
委 員	土 生 田 仁 志
委 員	松 井 正 志
委 員	村 岡 峰 男

【当 局】

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
環境経済部長	坂本 成彦	環境経済課長	柳沢 和男	大交流課参事	吉本 努
環境経済部参事	小林 辰美	大交流課長	谷口 雄彦	大交流課参事	藤原 孝行
コウノトリ共生部長	水嶋 弘三	農林水産課長	石田 敦史	地籍調査課長	西谷 英
		農林水産課参事	川端 啓介	農業共済課長	志水 保之
		コウノトリ共生課長	宮下 泰尚		
都市整備部長	澤田 秀夫	建設課参事	井垣 敬司	用地課長	上野 吉弘
都市整備部参事 (兼建設課長)	河本 行正	都市整備課長	富森 靖彦		
		建築住宅課長	山本 正明		
城崎振興局長	熊毛 好弘	地域振興課参事	丸谷 祐二	城崎温泉課長	植田 教夫
竹野振興局長	瀧下 貴也	地域振興課参事	榎本 啓一		
日高振興局長	小谷 士郎	地域振興課参事	中川 光典		
出石振興局長	榮木 雅一	地域振興課長	阪本 義典		
但東振興局長	羽尻 泰広	地域振興課参事	午菴 晴喜		
上下水道部長	米田 真一	水道課長	岡田 光美	水道課参事	和田 哲也
		下水道課長	石津 隆	下水道課参事	川崎 隆
				下水道課参事	堀田 政司
農業委員会事務局		農業委員会事務局長	宮崎 雅巳		

【議会事務局】

職 名	氏 名
主幹兼庶務係長	小林 昌弘

令和元年第4回豊岡市議会（定例会）議案付託分類表

【建設経済委員会】

- 報告第21号 株式会社北前館第28期の決算及び第29期の事業計画に関する書類について
- 第102号議案 市道路線の認定について
- 第103号議案 豊岡市立日高農林産物加工研修所の指定管理者の指定について
- 第122号議案 豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第123号議案 豊岡市温泉供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第124号議案 豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第125号議案 豊岡市立森林公园の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第126号議案 豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例制定について
- 第127号議案 豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第128号議案 豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第129号議案 豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第131号議案 豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第132号議案 豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第133号議案 豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第134号議案 豊岡市立竹野子ども体験村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第135号議案 豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第136号議案 豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第137号議案 豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第138号議案 豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

第139号議案	豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
第140号議案	豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
第141号議案	豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
第142号議案	豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
第147号議案	豊岡市立農業研修交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
第148号議案	豊岡市農業共済条例を廃止する条例制定について
第149号議案	豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
第152号議案	豊岡市給水条例及び豊岡市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例制定について
第153号議案	豊岡市下水道条例の一部を改正する条例制定について
第159号議案	令和元年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）
第160号議案	令和元年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）
第162号議案	建物の無償譲渡及び土地の無償貸付けについて
第171号議案	令和元年度豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）
第172号議案	令和元年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【建設経済分科会】

第154号議案 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）

午前9時27分 開会

○委員長（浅田 徹） それでは、定刻の時間、まだ少しありますけども、皆さんおそろいのようですので、今から建設経済委員会を開会したいと思います。

4日間、一般質問、委員の各皆さん、また当局の皆さん大変ご苦労さまでした。きょうは1日、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

きょうの新聞見てますと、昨日、この1年の世相を反映する漢字一文字というふうなことで恒例の文字が発表されました。令和の「令」ということで、新春令月という万葉集からで、令月、何を始めるにもめでたい、よい月、そのスタートにふさわしいという、そういう令和の時代、新時代に向けての希望というふうなことが一番何か多かったような。ただ反面、消費税の値上げ、法令の「令」とか、例えば災害がたくさん、特に東日本はございました。その避難勧告の発令とか、そういうことも中にはあったようです。私はやはり新たな平成からの令和、一度リセットして、気分だけでも前向きにしっかり見据えたい時代になるように、そんな願いを込めた一字にしたいなと思っています。

さて、きょうですけども、座らせて進めさせていただきます。非常にきょうはたくさんのそれぞれ議事、議題ございます。また、ご承知のとおりに、建設経済委員会審査と予算決算委員会に係る建設経済分科会審査というふうなことで適宜入れかえて行つていただきたいなと思ってますので、よろしくご協力をお願ひします。

また、それぞれ議案順じゃなくて、特に第162号議案でございますけども、これは出石振興局に係る乙女の湯の関係でございます。これは一番最後にという、入れかえて審議したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、協議事項の1番、付託審査に入るわけですけども、先ほど申しましたように、たくさんの付託の案件を抱えておりますので、当局の説明につきましては、議場で部長が概要を説明しております。我々委員、聞いておるわけすけども、その補足が

あればということでお願いしたいと思います。議場と同じような説明であれば、部長説明のとおりということで割愛していただき結構でございますので、この辺の時間についてはなるべくなら割愛をして進めていきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。また、提案説明の各条例等における各条番号につきましても、議案に記載されておりますので、少しでもこういうところはスムーズな進行をしてご協力をお願ひしたいと思います。

各委員さんもいろんなことをお尋ねしたいというふうなこともあると思います。その辺のことについては、少し丁寧に説明のほうもお願ひしたいと思います。

それと、例のごとく、発言につきましては、委員長の指名の後に発言者の所属、氏名、また、名乗つて必ずマイクを使用してということでよろしくお願ひしたいと思います。非常にスムーズな進行、また、議事進行を格別にお願いしまして、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず、報告第21号、株式会社北前館第28期の決算及び第29期における事業計画に関する処理についてを議題としたいと思います。

それでは、当局の説明を求めます。

榎本竹野振興局地域振興課参事、お願ひいたします。

○竹野振興局地域振興課参事（榎本 啓一） では、議案書5ページのほうをごらんください。株式会社北前館の決算及び事業計画について報告いたします。

なお、本会議で局長が説明した箇所につきましては省略させていただき、私のほうからは、18ページの第29期の予定損益計算書についてのみ説明させていただきます。

18ページのほうをごらんください。全体の売上高については5,850万円と設定いたしまして、売上原価を差し引いた売り上げ総利益に5,212万8,000円を計上しております。ここから販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益に677

万円を見込み、営業利益に営業外収支を加え、営業外費用を差し引いた経常利益を510万円と見込んでおります。説明については以上です。

○委員長（浅田　徹）　説明は終わりました。質疑、

意見はございませんか。よろしいですか。

青山委員。

○委員（青山　憲司）　この北前館については、レストラン部門を委託に切りかえたということではありますが、現状のレストラン部門の状況、委託された事業者さんがやられてるんですけども、そのレストラン部門が大変不採算であったということを受けて委託にされたということで、現状のレストランの状況を、もしわかれればいいんですけども、教えていただきたいのと、この北前館は旧竹野町からの公共施設なんんですけども、地域の人のかかわりっていうのがどれぐらいされてるのかなっていうのがちょっと気になるところでありまして、地域の活性化ということではあるだと思うんで。それから、今度、花火が中止されるというふうなちょっと報道もあったように記憶しとるんですけども、そのあたりの経過、来年以降、そういうものが続けられるのか。

私も一度花火を見せていただいたんですけども、あれも地域の中では毎年恒例の行事なんですけども、一過性のイベントがこれからなくなっていくっていうふうな話もよく耳にしますんで、そのあたり、地域の活性化という意味では、あれがなくなると地元の人は寂しいなと思っておられる方も多いと思うんですけど、そのあたりをちょっと今の状況をお聞かせいただけますか。

○委員長（浅田　徹）　瀧下局長、お願ひいたします。

○竹野振興局長（瀧下　貴也）　私からは、まずは花火中止の理由等につきまして説明をさせていただきます。

実は、例年花火大会は曜日に関係なく7月30日という日を設定して開催しております。ただ、来年につきましては、7月の24日に東京オリンピックが開催され、また、それが終了後、8月末からパラリンピックも開始されるということの中で、県警等

と協議する中で、例年、北警察署、また機動隊から54名の方の機動隊、警察署の方に警備等に当たつていただいておりますが、県警の機動隊22名が来年は送れないという話を確認しました。

といいますのも、東京オリンピックのほうにかなり全国の都府県警から応援に行かなければならぬということの中で、そうなってくると安全・安心が担保できないということ、それを民間の警備会社にお願いしようとしても、民間のほうもかなり手薄になることと、費用がかなりかかるということで、その辺をまず考えたことと、その場合、今警察のほうが北署、南署の統合問題が出てますけども、ちょっと早まるけども、南署に何人かの応援ができませんかということをお願いしたんですが、南署のほうでは一応オーケーはいただきました。

しかしながら、そうなってくると、もし竹野の花火が延期になった場合、柳まつりと3日連続になって南署の対応ができないということの中で、警備体制等々を考える中で、順延がなければいいよということだったんですけども、もし雨天等で順延できず、にそのまま中止ということも、多くの寄附をいただく中でそれは忍びないということで、実行委員会で、ほかにもたくさんの要件はあるんですけども、とにかく安全・安心な大会の開催が難しいということの中でやむを得なく中止を実行委員会として判断し、再来年度に50回大会ということで決定したところでございます。

その他につきましては、参事のほうから説明いたします。

○委員長（浅田　徹）　榎本参事。

○竹野振興局地域振興課参事（榎本 啓一）　まず、レストランの現状について、説明のほうさせていただきます。

レストランにつきましては、昨年の7月から委託先のプティパさんの方に入っていたのであります。経営状況につきまして、夏はお客様が多くて、7月、8月、行列ができるほどお客様が入っておられますけど、それ以外の月につきましては結構すいた日も多いんですけども、そういうとき

には、地域の行事があるたびに弁当の注文があつたりだとか、そういったこともやっておられます。営業時間につきましても、7月、8月は11時から20時ごろまでやっておられます。それ以外の月につきましては、少し早く、18時までの営業で大体終わられるような状況です。

次に、北前館と地域のかかわりでございますけども、北前館では、地域の情報発信としてインフォメーションセンターを設けておりまして、そちらのほうで竹野地域の観光情報や地域の情報を発信してしたり、土産物売り場では、地域の特産品である、例えば観光協会でつくられた誕生の塩の販売、漁協でつくられた乾燥ワカメ、じんばのつくだ煮等の販売を行ったりもされております。また、地域の例えばカニカニカーニバルであつたり、北前まつりであつたりとかいうふうな行事にも北前館として携わっていただいております。

○委員長（浅田　徹）　青山委員。

○委員（青山　憲司）　花火の件は、じやあ来年以降、再来年は実施する方向で進むということで理解してよろしいですか。最近特に一過性イベントは補助金も何もカットするんだというふうな意向があるんで、こういう地域イベントをどこまで見直すかっていうこともこれからされていくんだろうなというふうに予測はしとるんですけども、地域のそういう状況も見ながら、ぜひ検討をお願いしたいなというふうにお願いしとります。

レストランについては、これはどこがといいますか、経営してもなかなか端境期っていうんですかね、夏、冬はカニ扱っておられるのかちょっとわからないんですけど、そのほかの季節はなかなか難しいのかなと、特に平日は難しいのかなというふうに思いますし、そのあたり、よく委託を完全にしたから、委託に全て責任はかかるてくるんでしょうけど、状況を見ながら、また支援ができるところがあつたらお願いしたいなというふうに思います。

あと、気になってますのは、この北前館については、以前この支配人がこの北前館の経営に関して相当責任を感じておられたのか、相当な借金という

んですかね、をする際に保証人になっておられたというふうなことも、以前、もう何年前かな、聞いておったんですけども、その北前館の経営だとか、その辺に関して、そういったものはもう一切クリアになってるんかどうかっていうのはどうなんでしょうね。今の支配人が昔の支配人かはちょっと私、今、十分存じ上げてないんですけども、そういった話があつたっていうのは、以前に私がこの建設の委員してたときにも伺つてましたので、そのあたりの資金繰りだとかの面での状況、今の状況をちょっと教えてもらえませんか。

○委員長（浅田　徹）　榎本参事、お願いします。

○竹野振興局地域振興課参事（榎本 啓一）　現在のその資金繰りの関係なんですけども、借入金といたしましては、但馬銀行、但馬信用金庫、日本政策金融公庫、これらから借り入れを行われており、個人的なものはないというふうに把握しております。以上です。

○委員長（浅田　徹）　青山委員。

○委員（青山　憲司）　その借り入れに関して、個人で保証人になってるということもないということで理解してよろしいですか。

○委員長（浅田　徹）　瀧下局長。

○竹野振興局長（瀧下　貴也）　短期の借り入れ部分につきましては、社長が保証人という格好で金融機関の保証をつけてるところでございます。

○委員長（浅田　徹）　暫時休憩します。

午前9時43分　委員会休憩

午前9時47分　委員会再開

○委員長（浅田　徹）　それでは、休憩前に戻って委員会を再開したいと思います。

それでは、質疑を打ち切ります。

それでもということで、討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　なしということで、それでは、特にご異議がございませんので、報告第21号は、了承すべきことに決定をいたしました。

次に、第102号議案、市道路線の認定について

を議題といたします。

当局の説明を求めます。

井垣建設課参事、お願ひします。

○建設課参事（井垣 敬司） 議案書の20ページをごらんください。第102号議案、市道路線の認定についてでございます。内容につきましては、本會議で河本部参事が申し上げたとおりです。

○委員長（浅田 徹） 質疑はございませんか。
村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 県道の改修工事が終わって、新しく市道を認定をすると。前の県道が市道として市が払い下げを受けるという、これは受けなならんもんですか。というのは、この市道は実際道路として使う予定ですか。

○委員長（浅田 徹） 井垣参事。

○建設課参事（井垣 敬司） この案件につきましては、バイパス整備を行う前段に兵庫県と豊岡市で協議を行っております。協議の結果、平成25年4月19日付の引き受け承諾書を取り交わしをさせていただきまして、それに基づいて、今回上程をさせていただいているというふうなことでございます。道路の使用という面につきましては、一般交通で広く使用ということはないのやもしれませんけども、隣接地、道路に接している土地がございますので、そちらのほうに立ち入りというか、踏み込んでいかれる際に使用されるのではというふうに考えております。

○委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） あと、使わない道路、事実上ね、ばかな話だなと、あかんとは今さら言えへんね、前に約束してるいうのがあるけども、使うんであれば、この起点と終点、あるいは途中の県道と交差をするところ、恐らくそこにバリケードを張っちゃうのと違う、それはしませんか。

○委員長（浅田 徹） 井垣参事。

○建設課参事（井垣 敬司） 22ページの図面をごらんください。今委員おっしゃったように、県道との交差部分もございます。市道としてもん管理していくわけですけども、今の段階で通行どめにすると

いうことは考えておりません。

○委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） こんなもん受けんなんのかなという疑問を持ちながら黙ります。あと言えへんわ。

○委員長（浅田 徹） 河本部参事。

○都市整備部参事（河本 行正） 先ほど井垣参事が申しましたとおり、引き受けるということになった理由につきましては、並走する区間を兵庫県としては二重に管理はできないので、そこは市で管理するようにして、底地のほうはずっと県のまま残るんですけども、道路管理として市のほうに受けてほしいということの流れでございます。

実際、沿道のほうにも、ここ起点から終点までに兵庫県以外に6名ほどの方の所有もございます。出入りも当然将来的にわたってないということはないなというふうには考えております。

豊岡市といたしましても管理物件が少ないほうが当然負担が軽くて済むんですけども、道路法の10条に定めますところでは、一般交通の用に供する必要がなくなったと認められるときに廃止ということで、当然そういう場合になったら、ご提案のほうを議会のほうにさせていただいてご承認を受けるんですけども、その場合の条件としましては、路線の廃止を行うことができるのには当該路線に係る道路の機能が失われて、当該道路を一般交通の用に供する必要がなくなったときというふうな規定になっておりますので、一遍ついた道路をなかなか消せないということで、そらじゅうがいろいろとこういう並走した道路があるときには、最終的に地方公共団体の末端であります市として受けざるを得ないというような状況の中で今回の提案でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（浅田 徹） ほかには。

○委員（村岡 峰男） もう1点だけ、じゃあ、いいですか。

○委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 実はこの前たまたま通ったんですわ。ごつつい立派な道ができるから、何だこれはと思って、そしたらこの議案が出てきたもんで

質問しとるんですが、今度認定する市道というのは、接点は県道だけで、この下の村までの間は市道は全くなくて、山の中にはぽつんと市道が今度存在してると、その市道を認定するという議案ですね。

○委員長（浅田　徹）　井垣参事。

○建設課参事（井垣　敬司）　村岡委員のおっしゃるとおりのこととござります。

○委員（村岡　峰男）　もう言いませんわ。

○委員長（浅田　徹）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　それでは、質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定して異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　ご異議なしと認めます。よって、第102号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第103号議案、豊岡市立日高農林産物加工研究所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

中川日高振興局地域振興課参事、お願いします。

○日高振興局地域振興課参事（中川　光典）　議案書の23ページをごらんください。豊岡市立日高農林産物加工研究所の指定管理者の指定についてご説明いたします。

提案内容につきましては、本会議で日高振興局長が説明したとおりです。説明は以上です。

○委員長（浅田　徹）　説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　ご異議なしと認めます。よって、第103号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第122号議案から第129号議案まで、豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてほか7件及び第131号議案から第142号議案まで、豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてほか11件、これを一括議題といたしますので、なお、説明、質疑は一括で行います。討論、表決については、個別に行っていきたいと思いますのでご了承を願いたいと思います。

それでは、まず、122号議案についての説明を求めます。

柳沢環境経済課長。

○環境経済課長（柳沢　和男）　議案書の158ページをごらんください。第122号議案、豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本案は、本議会で政策調整部長が説明をしましたとおりですが、若干補足をさせていただきます。

160ページの条例改正案要綱をごらんください。そこにも書いてございますけれども、宿泊室の施設区分と利用料金の限度額を改正するという内容でございます。附則で第2項でうたっておりますけれども、変更後の規定は、施行日以降の許可分から適用するという経過措置を設けております。

161ページに新旧対照表をつけておりますので、ご清覽をいただきたいと思います。説明は以上でございます。

○委員長（浅田　徹）　次に、第123号議案及び第124号議案についての説明を求めます。

吉本大交流課参事。

○大交流課参事（吉本　努）　議案書162ページ

をごらんください。第123号議案、豊岡市温泉供給条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。

今回3点改正内容がありますが、議案書164ページをごらんください。条例案要綱に基づいてご説明させていただきます。

まず、1点、温泉の供給料金の徴収につきまして、納入義務者の支払いに関する負担軽減を図るために、温泉配湯管によって供給した料金の徴収を毎月徴収から隔月の徴収に変更するというものです。

2点目です。泉源の位置の規定につきまして、地番表記に誤りがございましたので、竹野温泉の位置を竹野町竹野1468番地から1468番地の4に、シルク温泉にあっては、但東町相田407番地から407番地の2に改めるものでございます。

3点目、供給料金につきましては、本会議で政策調整部長が説明したとおりでございます。

なお、この条例につきまして、泉源の位置の規定につきましては公布の日から、料金徴収の徴収及び引き上げの規定につきましては、令和2年の4月1日から施行をする予定といたしております。以上ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

○委員長（浅田　徹）　じゃあ、引き続いて、第124号議案。

藤原大交流課参事。

○大交流課参事（藤原　孝行）　お手元の資料の166ページになります。豊岡立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定ということで、内容につきましては、本会議で政策調整部長が説明いたしましたとおりです。具体的な内容については、167ページ、あるいは169ページの新旧対照表をご清覧いただきたいと思います。以上です。

○委員長（浅田　徹）　続きまして、第125号議案について説明を求めます。

石田農林水産課長。

○農林水産課長（石田　敦史）　議案書170ページをごらんください。第125号議案、豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例制定につきましては、本会議で政策調整部長が説明されたとおりです。説明は以上です。

○委員長（浅田　徹）　続いて、第126号議案について説明を求めます。

富森都市整備課長。

○都市整備課長（富森　靖彦）　議案書174ページをごらんください。豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案書175ページ、条例案、それから176ページの条例案要綱をごらんいただきたいと思います。条例内容といたしましては、豊岡市営駐車場のうち、豊岡市営中央駐車場の定期駐車料金を普通自動車、現行一月5,500円を5,800円に、準中型自動車、中型自動車、大型自動車、現行1万1,000円を1万1,600円に引き上げるものでございます。なお、引き上げ額の考え方につきましては、前回5%から8%への消費税引き上げ時には見直しを行っておりませんので、税率5%から10%への引き上げ率約4.8%に相当する金額を引き上げ額といたしております。以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（浅田　徹）　続いて、第127号議案から第129号議案及び第131号議案について説明を求めます。

丸谷城崎振興局地域振興課参事、お願いします。

○城崎振興局地域振興課参事（丸谷　祐二）　議案書178ページをごらんください。第127号議案、豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。

内容につきましては、本会議におきまして政策調整部長から説明したところは省略させていただきます。

181ページ、新旧対照表をごらんください。改正内容は、同館の観覧及び特別観覧の利用料金を消費税率の引き上げ相当分、それぞれ転嫁するため改正するものでございます。

なお、施行日は説明のとおり、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案書182ページをごらんください。第128号議案、豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

185ページの新旧対照表をごらんください。改正内容は、研修室の利用料金に消費税率の引き上げ相当分をそれぞれ転嫁するものでございます。施行日については同様でございます。

続きまして、議案書186ページをごらんください。第129号議案、豊岡市立城崎文芸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。

189ページ、新旧対照表をごらんください。改正の内容は、資料室、研修室、イベントホール及び第3展示室の利用料金に消費税の引き上げ分をそれぞれ転嫁するものでございます。施行日についても同様でございます。

続きまして、議案書198ページをごらんください。第131号議案、豊岡市立木屋町小路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明させていただきます。201ページの新旧対照表をごらんください。

改正内容は、木屋町小路のテナント区画及び交流広場の利用料金に消費税率の引き上げ分をそれぞれ転嫁するというものでございます。

なお、施行日については、他の条例と同様でございます。私からは以上です。

○委員長（浅田　徹）　続いて、第132号議案から第134号議案について説明を求めます。

榎本参事。

○竹野振興局地域振興課参事（榎本 啓一）　議案書202ページをごらんください。第132号議案、豊岡市立竹野北前館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。205ページの新旧対照表をごらんください。

改正内容は、研修・交流ホール及び海洋学習室について、消費税率の引き上げ分を利用料金の限度額に転嫁するものです。また、浴場につきましては、

消費税の引き上げ分の転嫁に加え、今後の施設運営安定化の財源等とするため、利用料金の限度額の引き上げを行うものです。

次に、206ページをごらんください。第133号議案、豊岡市立椒地域ふるさと生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。209ページの新旧対照表をごらんください。

改正内容につきましては、会議室、休憩室、加工室等の利用料に消費税率の引き上げ分をそれぞれ転嫁するものです。

次に、210ページをごらんください。第134号議案、豊岡市立竹野子ども体験村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。213ページの新旧対照表をごらんください。

改正内容につきましては、加工室、多目的室、作業室、ファイアサイトの利用料金にそれぞれ消費税率の引き上げ分を転嫁するものです。説明は以上です。

○委員長（浅田　徹）　続いて、第135号議案から第138号議案についての説明を求めます。

中川日高振興局地域振興課参事、お願いします。

○日高振興局地域振興課参事（中川　光典）　議案書214ページをごらんください。135号議案、豊岡農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。217ページの新旧対照表をごらんください。

改正の内容は、各施設の利用料金の限度額に消費税率の引き上げ分をそれぞれ転嫁するものです。

続きまして、議案書218ページをごらんください。第136号議案、豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。222ページの新旧対照表をごらんください。

改正内容は、テントサイト及び温泉施設等の利用料金の限度額につきまして、消費税の引き上げ分を転嫁することに加えまして、今後の施設運営安定化

の財源等とするため、指定管理者と協議した結果、引き上げを行うものでございます。また、今回の改定を機に、環境整備費を新設しております。

続きまして、議案書224ページをごらんください。第137号議案、豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。227ページから228ページの新旧対照表をごらんください。

改正内容は、各施設の利用料金の限度額について、消費税の引き上げ分を転嫁することに加え、今後の施設運営安定化の財源等とするため、指定管理者と協議をした結果、引き上げを行うものでございます。また、今回の改定を機に、施設の名称及び位置につきまして、実際の状況に合わせるために改めて規定をさせていただいております。

続きまして、議案書229ページをごらんください。第138号議案、豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。232ページの新旧対照表をごらんください。

改正内容は、温泉施設の利用料金の限度額について、消費税の引き上げ分の転嫁に加え、今後の施設運営安定化の財源等とするため、引き上げを行うものでございます。私のほうからは説明は以上です。

○委員長（浅田　徹）　続いて、第139号議案から第142号議案についての説明を求めます。

午菴但東振興局地域振興課参事、お願いします。
○但東振興局地域振興課参事（午菴　晴喜）　それでは、233ページをごらんください。第139号議案から240ページの第142号議案まで、私のほうでまとめて説明をさせていただきます。

では、233ページです。第139号議案、豊岡市立農林産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

236ページをごらんください。新旧対照表となっております。改正内容は、日高農林産物加工研修所及び出石農産物加工場につきましては、消費税の引き上げ分を施設使用料に転嫁するものです。また、

竹野多目的研修施設及び但東地域特産物加工施設については、消費税の引き上げ分を施設利用料の限度額に転嫁をするものです。

次に、240ページをごらんください。第140号議案、豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてに関する新旧対照表となります。

改正内容は、消費税率の引き上げ分を乾燥調製料等、利用料金の限度額に転嫁をするものでございます。

続きまして、244ページをごらんください。第141号議案、豊岡市立但東シルク温泉やまびこの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてに関する新旧対照表となります。改正内容は、宿泊なしの施設使用、宿泊時の利用及び温泉並びに但東自然の郷、自然郷はログハウス形式をとっております。について、今後の施設運営安定化の財源等とするため、各利用料金の限度額の引き上げを行うものでございます。

最後に、250ページをごらんください。第142号議案、豊岡市立たんたん温泉福寿の湯の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてに関する新旧対照表となります。

改正内容は、温泉について、今後の施設運営安定化の財源等とするため、利用料金の限度額の引き上げを行おうとするものでございます。

なお、今ご説明いたしました条例につきましては、全て令和2年4月1日から施行することとしております。説明は以上でございます。

○委員長（浅田　徹）　当局からの説明は終わりました。

それでは、質疑はございませんか。
椿野委員。

○委員（椿野　仁司）　たくさんあり過ぎるんで、一つずつ上げての質問はなるだけ控えたいと思います。

今いろいろと報告があったんですけども、値上げ、消費税の関係もあるし、過去のずっといろんなことから経過見ていくと、やむなしかなと思うんだ

けども、だから、個々に言わないと答えが出てくるかわかんないんだけど、十分指定管理者とご協議いただいたて、今回の値上げについてはいただいたというふうな認識でいいのかということと、相手方の指定管理が全てそういうことと協議ができない場合もあるかと思うんだけども、一番気になるのは、やっぱり利用者、利用客っていうのかな、利用者、施設の入館とか、入ること、利用される方が減っていくっていうんか、敬遠されるっていうのが一番気になるところでありまして、わずかなお金なんだけれども、こここの基本的な考え方っていう中にいろいろとここに見直しの基本的な考え方があるので、これを見させていただいてるんだけども、十分そういった検証をした上でということにはなってるんだけども、例えば温泉施設なんかは、京丹後なんかが結構たくさん温泉施設がありますよね。そういうところの使用料も十分判断材料にしたということを書いてあるんだけども、現実、そういった、近隣の他町と他市と十分本当にそういうのを判断材料にしたかっていうことがちょっと疑問とするところがあるんですけども、その辺はどうかなと。

それから、多少値上げになったところでも、基本的には、今まで利用も結構あったから影響がないというところはあるんでしょうけども、中にはちょっと、あえて1つだけ言えば、たんたん温泉なんかは、利用客が多くは京丹後の、たんたん温泉、そうだよね、ここね。多くは京丹後の方々っていうのを聞いてるんだけども、京丹後のほうの施設は、ネットで調べると、基本的には安いっていうか、今まで料金変更しないようなふうに思えるんだけど、その辺はトータルでどうなのかなというとこの辺がちょっと気になりました。

個々には出てませんから、十分その辺はご配慮いただいたということで、私は意見として申し上げたいと思うんだけども、ただ気になるのは、本当に利用客が減っていくっていうのがどうかなというようなことが起こり得るので、一つだけ、その辺、たんたん温泉については、羽尻振興局長、どないかな、その辺は気になりませんか、大丈夫ですかね。

○委員長（浅田　徹）　午菴参事。

○但東振興局地域振興課参事（午菴　晴喜）　局長ではないんですけども、たんたん温泉のほうもご心配いただいてるとおりであります、ほかのところも多分そうではあります。

上限額として、今回提案をさせていただいておりますので、すぐに上限額にするということではなくて、今後の運営というのを見ながらという範囲の中で、やっぱり利用者の方がないと経営が成り立たないので、上げたら来ていただけるということは、こちらのほうも指定管理者のほうも思っておりませんので、状況を見ながら、ただ、毎年上げるっていうんか、条例を改正というのも問題があろうかと思いますので、何年か先を少し見越してということで、可能性を含めて今回提案をさせていただいております。やはり実際の料金設定については、お客様のこと、あと、経営のこと等考えて設定をするように、今までそうですが、今後もそのようにさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（浅田　徹）　椿野委員。

○委員（椿野　仁司）　ほかの委員会とも同じことなんだけど、結局限度額を設けておるところが多くあるだろう、見受けられるんだけども、限度額を上げられるからといって、じゃあ今、午菴参事が言ったように、要するに、なるたけやっぱり地域とそれから指定管理者、それからやっぱり利用客との整合性を保って、利用客がなかつたら運営できないんで、その辺は十分配慮していただいた上で指定管理者と十分協議をして、より利用してもらえるような得策を考えいただきたいというふうに思います。これはもう意見ですので結構です。以上です。

○委員長（浅田　徹）　よろしくお願いします。

ほかはございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　まず、質問なんですが、一つ一つの条例、一つ一つの施設ということでは違う場合もあるんですが、使用料の場合で、朝9時から12時まで、1時から5時まで、6時から9時あるいは10時までという、この時間帯決められていますね、

ですね。ところが、1時から5時までと6時から10時まで同じ4時間なんだけど、料金が違うのは、これは何ですか。まず単純な質問。

アートセンターでとりあえずいこうか。アートセンターでいくとね、今度改正で1時から5時までは平日2万7,500円、6時から10時は3万3,000円で5,000円ぐらい違うんだけどな、同じ4時間だと思うんですけど。これはほとんど施設がそうなんです、利用料。この夜の時間帯が高いんだけども、何で高いの。

○委員長（浅田　徹）　藤原参事、お願いします。

○大交流課参事（藤原　孝行）　代表ですけども、基本的にホールを運営するのに、やはり人件費も上乗せする、あるいは電気代、光熱水費関係も上乗せされた当初の料金体系の検討の中でされてきたんではないかなと思ってます。なので、例えば昼と夜等の使用については、やはり、夜間の入件費相当っていうのが相当上乗せされてるのではないかなど、申しわけないです。ちょっと制定のときの経過を十分承知してないので、現段階ではそのぐらいの説明しか申し上げられませんけども、以上でございます。

○委員長（浅田　徹）　村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　入件費がっていうのは、いわゆる超過勤務手当がここで出てくるということ。

○委員長（浅田　徹）　藤原参事。

○大交流課参事（藤原　孝行）　恐らくその辺のところが出てくると思います。具体的に城崎国際アートセンターで申し上げますと、そこで例えばホールなんかを使う場合には、テクニカル、専門の職員というのは専門業者の方に委託をしておるんですけども、その職員というのを張りついて使用いただくというふうなことが原則になっております。なので、その分を上乗せしての料金設定というふうなことで考えております。以上です。

○委員長（浅田　徹）　村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　使用する側からいくと、昼の4時間だろうが、夜の4時間だろうが、職員の皆さんのが超過勤務手当がどうかというのとは関係ないわけですね。だから、使用する側からの論理からいく

ならば、なぜ夜は高いんかっていうのがわからないんですよ。そもそも100円、200円の違いならまだ知らず、アートセンターは大きいですね、違いが。たまたま今広げたらそうなってるんだけども、あの施設も相当違いが全部あるんで、そしたら、違いは超過勤務手当だろうと、あるいは電気代だろうと。電気代は昼もつけるで今。

○委員長（浅田　徹）　明るいときもつけるでしょう。

○委員（村岡　峰男）　つけとると。そのぐらいですか、それで言ってもしやあないな。

それと、もう一つ確認だけさせてください。

どこかの説明の中で5%のときは消費税もらつとったけども、8%のときはもらってないので、今度10パーになって、合わせて4.8%か、平均で。ぐらいを掛けとるという説明があったように思うんですが、市営駐車場ですか。それは大体どことも一緒かな、ほかの施設、どの施設も、どの条例も。

（発言する者あり）4.8言つたで。（発言する者あり）大体どこも一緒ですか。

○委員長（浅田　徹）　富森課長、お願いします。

○都市整備課長（富森　靖彦）　基本的には、消費税転嫁されてる施設については同様だというふうに考えております。以上です。

○委員（村岡　峰男）　質問はいいです。

○委員（松井　正志）　ちょっと今の関係。

○委員長（浅田　徹）　松井委員。

○委員（松井　正志）　5%から10%になったとき、さらには8%が10%になったときに、それで、こういう資料をもらった中に4.8%相当分とか、1.9%相当の引き上げというふうに書いてあるんだけど、その4.8%と1.9%というのはどういう根拠でこの数字が出てくるか説明していただけませんか。

○委員長（浅田　徹）　富森課長。

○都市整備課長（富森　靖彦）　4.8%というのは、1.1割る1.05ということで1.048くらいになるということで4.8%の増ということに、そういう計算式で出しておるんですけど。

○委員（松井 正志） 1. 9。

○都市整備課長（富森 靖彦） 要はもともと 1. 0 5 % です、 1. 0 5 ですよね。それが 1. 1 になるので、単純に 1. 1 を 1. 0 5 で割った場合に 4. 8 % ぐらいの上がりになるということで 4. 8。1. 1 が 1. 0 8、1. 0 8 が 1. 1 だと思います。はい、以上です。

○委員長（浅田 徹） ほかにございませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） 私のほうからも何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、これは一般質問でも申し上げたんですけども、各施設の取り組み、経費を安く抑える取り組みが今回の料金改定の中では見えないんで、その努力をやっぱり示した上で料金改定をしますよっていう姿勢が私は必要だというふうに思います、基本的には。そのことを申し上げた上でちょっと何点か質問したいと思いますが、まず、122号議案、158ページのまちなか交流館ですが、今回1泊2万円を3万円と、かなり大幅な値上げになっているわけですよね。それだけの需要があるのかどうかというのをちょっと1点確認をしておきたいと思うんです。現状の宿泊客数の推移ですね、かなりふえてきてるということであれば、こういった値上げもわかるんですけども、この1万円、2万円を3万円に引き上げる、その根拠ですね、そのあたりをもう少しちょっと詳しくお聞かせをいただきたいと思います。

それから、131号議案、木屋町小路の件ですけども、木屋町小路、今、城崎は大変にぎわってるっていうのはよくわかるんですけども、この木屋町小路の入店者の状況、設置からもうかなりこれも年数もたってるんですけども、入店者の経営状況が大体どういう状況なのか、うまく回ってるのかどうか、そのあたりをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、麦わら細工伝承館、何ページだったかな、127号議案ですね、これは178ページですね。利用原価が189円、現状は300円を今度320円に引き上げるということなんんですけども、利用原価が189円のところをまだ上げると。これは

お客様が今後ふえる見込みということで引き上げられるのかなというふうに思ったりもするんですけども、実際の利用状況と利用原価よりも高い金額で利用料、入場料を設定されてる、そのあたりのもし理由がわかれれば教えていただきたいと思います。

それから、先ほどのこれは、例えば、日高の湯の原温泉のオートキャンプ場は、136号議案、218ページですけども、今回環境整備費を新設して設定するということなんんですけども、この環境整備費の使い道とかがもしわかれれば、神鍋高原の観光施設のほうにも環境整備費ってのが今回充てられてるんですけども、その点について、何か使い道だとか、あるいは今回新設するこの料金についての目的だとか、その辺があれれば教えていただきたいと思います。以上です。

○委員長（浅田 徹） それでは答弁のほうですけども、順にということで、まず、まちなか交流館から。

柳沢課長。

○環境経済課長（柳沢 和男） まちなか交流館につきましては、利用料金制をとっておりまして、今回その利用料金の限度額についての改正ということです。

多くの場合、宿泊をいただく方というのは市外からいらっしゃる方が中心になっております。あそこは歴史的な建造物というふうなこともございまして、普通の宿泊というよりも特別な宿泊というふうな意味合いも持たせながら運営をしていただいているところでございます。ですので、そういったところが人気がありまして、宿泊者数も年々伸びてるというふうなところでございます。ちなみに29年度は1,217名の宿泊者がありましたけど、30年度は1,314名ということで、今年度も年度途中ですけども、前年を上回るような宿泊者数という現状でございます。

そういう中で、宿泊される皆様が価値を感じてリピーターとして来ていただいているようなことも聞いておりますので、そういう中で、サービスを

展開する際に限度額を上げるというふうな考え方でございます。

これは宿泊ですので、毎日同じ金額ということではありませんで、週末は若干高くなるし、特に年末年始とかになるとすごく高くなるということでございますので、そういう特別上げないといけないということに対応するために少し金額を上げてるというふうな状況でございます。もちろん利用者がふえるどうこうということの動向を見ながら、その料金設定は指定管理者のほうでしていただくというふうなことになろうかと思っております。以上でございます。

○委員長（浅田　徹）　今、一応議案順ということで木屋町だったんですけど、麦わら細工はどうでしょう。これは城崎。

丸谷参事お願いします。

○城崎振興局地域振興課参事（丸谷　祐二）　私からは、まず1点目、城崎麦わら細工伝承館の利用料金の件につきましてお答えをさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、原価189円ということで、現在の利用料金は300円に設定をいたしております。ただ、施設を管理する城崎温泉観光協会の指定管理を受けておりますけれども、こちらにつきましては、当然維持管理に係る経費というのは、今後消費税の税率引き上げに伴いまして増嵩していくということが当然予想されますので、これについては、適正に利用料金に転嫁をしていくという考え方でございます。

なお、実際の利用者の方から徴収される際の利用料金の設定におきましては、指定管理者と設置者である市のほうで十分な協議を行いまして、料金の改定をして、可能な限り経営努力を求めていくことと、利用者の方に余り強い負担感を抱かれれないような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

続きまして、木屋町小路に関してでございます。テナント区画が10区画ございまして、大変申しわけないことではありますけれども、個々のテナント利用者の経営状況までは把握はいたしておりま

せん。ただ、指定管理者がこちらは株式会社湯のまち城崎なんですけれども、利用者の方からの利用料の納付が滞っているというふうなことのご相談というのは受けておりませんので、特段経営を圧迫するような、そういう料金設定になっているというふうな認識ではございません。幸いに、委員おっしゃるとおり、非常に城崎はたくさんの観光客に来ていただいてますので、それなりの非常にいい経営状態にあるのかなというふうな認識で把握をしておるところでございます。私からは以上です。

○委員長（浅田　徹）　次に、これは136議案、湯の原オートキャンプ場の関係。

中川参事、お願いします。

○日高振興局地域振興課参事（中川　光典）　ご質問をいただきました環境整備費ですけども、ここで言います、この環境整備費ですが、通常はキャンプ等で発生したごみは自宅へ持ち帰るというのが一般的的というんでしょうか、多いようなんですけれども、キャンプ場に例えばごみステーション等を完備されるとか、そういうことをされまして、キャンプで出た飲食ごみ等については無料で引き取るというようなことをされるものです。

また、こういうことをすることによりまして、自宅にごみを持ち帰る手間が省けるというのはもちろんんですけども、不法なポイ捨てだとか、そういうことが減らせるというようなこともありますし、周辺の環境美化にもつながるというようなことが目的でございます。以上です。

○委員長（浅田　徹）　よろしいですか。
青山委員。

○委員（青山　憲司）　大体わかりました。今の経費を安くして利用者をふやす、一番最初、椿野委員が言われたように、利用料が上がることによって利用者が減るっていうことは、もう本末転倒だというふうに思います。経費をできるだけ抑えて利用者をふやして、利用料を経営努力で抑えてサービスを向上させるっていうのが、一般的な民間の事業者であれば、そういうことになろうかと思います。特に競争がある場合ですね。

それから、今回の値上げに限って、消費税が上がるということに合わせていろんな上乗せをするような考え方というのは、私はちょっとどうかなというふうに思います。5%のときに上げなかつたんでもというふうな話もありますけども、経営努力の部分がやっぱり利用者に見えるような対応をぜひお願いしたいなど、そのことを申し上げて、私からは終わりたいと思います。以上です。

○委員長（浅田　徹）　ほかに質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　それでは、質疑を打ち切りたいと思います。

それでは、それぞれ討論に入りたいと思います。順番に、まず、122号議案につきまして、討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　まず第1点は、10%の消費税引き上げをこの利用料に転嫁をすると。10%消費税引き上げそのものに私どもは反対をしてまいりました。今の暮らしの問題、あるいは日本全体の景気の問題等々考えると、引き上げはすべきでないと。今もその思いは変わりません。したがって、それをこういう形で市民に負担を求めるっていうのは同意できないというのが1点。

それから、まちなか交流館については、もともと指定管理の施設をこの限度額とはいえども、ここで金額を決めるという、指定管理を受けた事業者の範疇でお決めいただいたら、条例ですから、そうなつちゃうんだけども、そのほうがむしろ経営的にもいいのちゃうんかなということを今改めて思っています。したがって、それは反対の理由ではありませんが、反対の理由としては、消費税率10%引き上げには反対、それ1点です。

○委員長（浅田　徹）　今、反対の討論がございました。

そのほか討論ございませんか。（発言する者あり）

ちょっと暫時休憩。

午前10時40分　委員会休憩

午前10時41分　委員会再開

○委員長（浅田　徹）　休憩前に戻します。それでは再開します。

村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　済みません、もとに戻します。122号については、消費税の引き上げはないようですが、2万円と3万円に部屋が2つあったのかな。高いほう一本にするっていうのは、どうもそれでいいのかなという思いがあります。以上です。

○委員長（浅田　徹）　反対。

○委員（村岡　峰男）　はい。

○委員長（浅田　徹）　それは2万円をまず3万円に。

○委員（村岡　峰男）　ならしたでしょう。

○委員長（浅田　徹）　ほかに討論ございませんか。椿野委員。

○委員（椿野　仁司）　賛成という立場でじゃあ、上田さんするの。

○委員（上田　倫久）　いや、もう賛成で。

○委員（椿野　仁司）　いや、するの。（発言する者あり）いやいや、こっちの顔見なったから、ええんかなと思って。いいの、じゃあするよ。

○委員長（浅田　徹）　こっちが見えましたんで。椿野委員、お願いします。

○委員（椿野　仁司）　いろいろと多岐にわたって今ご説明をいただいたので、一つ一つというところはいろいろと拙いところもあるんですけども、今回の施設の使用料については、限度額も十分考えた上での設定ということでもありますから、いろいろとある問題、使用する人たちが少なくなったら困るというようなこともこれは後で後ほど意見に入れていただきたいとは思いますけれども、いろいろと行政コストもいろんなことを算定する、また、近隣のいろんなそういう施設も十分そういう配慮した上で、比較をした上で受益者の負担の適正化を図っていくということで、賛成とさせていただきます。以上です。

○委員長（浅田　徹）　それでは、討論を打ち切り

ます。

それでは、賛成、反対の意見がございますので、
挙手により採決をしたいと思います。

第120号議案に賛成されます方は挙手を願い
ます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浅田 徹） 挙手多数により、第120
号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第123号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） これは消費税率ですね。消費
税10%に反対しますので、転嫁については同意で
きないと。以上。

○委員長（浅田 徹） ほかに討論ございませんか。
椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 济みません、ちょっといろいろと準備不足もありまして、大変失礼いたしました。
消費税の関係の議案につきましては、後でも同じことだというふうに言わせていただきたいと思
いますけども、いわゆる市民生活に伴つていろんな財
源が必要とされますので、今回5%とか8%にした
ときには値上げがなかったということでもあります
し、これは貴重な財源の一つということになれば、
これはいたし方ないものかなというふうに思
います。

ただ、先ほどちょっと間違えて討論しちゃったん
で、後でまた訂正をさせていただければありがたい
と思うんですが、一つ一つ今この議案を拾つていて
だいておりますので、それは増加額については、使
用料で全て反映をするという、適切妥当なのかな
うふうに思います。くれぐれも、先ほど申し上げた
ように、それで利用をされる方が少なくならないよ
うに、それは不断の努力をお願いをいたしたいとい
うふうなことを思います。以上です。

○委員長（浅田 徹） それでは討論を打ち切りま
す。

それでは、それぞれ賛成、反対の意見があります

ので、挙手によって採決をいたしたいと思います。

それでは、賛成の方につきましては挙手をお願い
いたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浅田 徹） 挙手多数により、第123
号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第124号議案について、討論を行
いたいと思います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 先ほど来の消費税10%の問
題が1つと、もう一つは、この城崎アートセンター、
創作で宿泊する皆さんには基本に無料だといいな
がら、市民が使う際にこの料金ですから、私はちょ
っとどうなのかなと。ある意味では、アートセンタ
ーは、城崎ではほかの地域のコミュニティセンター
のような位置づけも私は一方であるように思
いますので、町民、市民の利用について、再検討を求
めたいなということを思います。以上です。

○委員長（浅田 徹） ほかに討論ございませんか。
椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 先ほど申し上げた賛成討論と
同じです。

○委員長（浅田 徹） 消費税と、はい。
ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 徹） では、討論を打ち切ります。
本議案も賛成、反対の意見がございますので、挙
手により採決をいたします。

賛成の委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浅田 徹） 挙手多数により、第124
号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、125号議案について、討論を行
います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 消費税10%の転嫁については同意できない、それだけ。

○委員長（浅田 徹） ほかに討論はございませんか。

椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 先ほど言った消費税の部分については、同じ賛成討論です。

○委員長（浅田 徹） それでは、討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がありますので、挙手により採決をいたします。

第125号議案について、賛同されます方は挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浅田 徹） 挙手多数により、第125号議案につきましては、原案のとおり可決すべきことに決定をいたしました。

続きまして、第126号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 先ほど来から述べてます。消費税10%の転嫁には同意できないという問題が1つと、これは同じ駐車場であっても、例えばコウノトリ文化館のところの駐車料金はただですね。その辺の見直しも求めたいと思います。反対理由は消費税です。

○委員長（浅田 徹） ほかに討論。

松井委員。

○委員（松井 正志） 賛成討論を行います。

消費税は幼児教育・保育の無償化の財源に充当されるなど、国民生活を支える貴重な税財源の一つとして定着しています。今回の値上げにつきましては、消費税率の改定に伴い、その増加額を使用料に反映するもので、適切妥当であり、賛成いたします。また、使用料の徴収の有無につきましては、それぞれ施設の目的、それから利用者等の状況を踏まえて考えられているところでありますので、それも適切だと思っています。以上です。

○委員長（浅田 徹） それでは、討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がありますので、挙手により採決をいたします。

それでは、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浅田 徹） 挙手多数により、第126号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、第127号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） わずかとはいえ、消費税率が乗せられた引き上げ見直しには同意できません。

○委員長（浅田 徹） ほかに、討論。

松井委員。

○委員（松井 正志） 先ほど申し上げました消費税の重要性と、それから、これまでから施設の使用料については定期的に見直しをしております。今回、その年ということで公平性を担保するということで、この条例につきましては、適切妥当な条例だと思って、賛成いたします。

○委員長（浅田 徹） それでは、討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がありますので、挙手により採決をいたします。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浅田 徹） 挙手多数により、第127号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、第128号議案について、討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 消費税率10%の転嫁については不同意です。

○委員長（浅田 徹） ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 第127号議案と同じ理由により賛成いたします。

○委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がございますので、举手により採決をいたします。

賛成の方は举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○委員長（浅田 徹） 举手多数、賛成多数によりまして、第128号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、第129号議案について、討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 消費税率10%転嫁には同意できません。

○委員長（浅田 徹） ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 第127号議案のときと同じ理由により賛成といたします。

○委員長（浅田 徹） それでは、賛成、反対の意見がありますので、举手により採決をいたします。

賛成の方は举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○委員長（浅田 徹） 賛成多数により、第129号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第131号議案について、討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 同じく、10%の転嫁ですか、同意できません。

○委員長（浅田 徹） ほかに討論はございませんか。

松井委員。

○委員（松井 正志） 第127号議案と同じ理由により賛成いたします。

○委員長（浅田 徹） それでは、賛成、反対の意見が出ましたので、举手により採決をいたします。賛成の委員の皆さんには举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○委員長（浅田 徹） 賛成多数により、第131号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第132号議案について、討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 先ほど来の議案と同趣旨で不同意です。

○委員長（浅田 徹） ほかに討論はございませんか。

上田委員。

○委員（上田 優久） 財源をつくる必要があります。受益者負担の適正化だと思いますので、これは賛成いたします。

○委員長（浅田 徹） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 徹） それでは、討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がございますので、举手により採決をいたします。

それでは、賛成の委員の皆さんには举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○委員長（浅田 徹） 賛成多数により、第132号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第133号議案について、討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 消費税10%の転嫁には同意できません。

○委員長（浅田 徹） ほかに討論ございませんか。

上田委員。

○委員（上田 優久） 先ほどの132号議案のときと同じで、受益者負担の適正化に伴いやむを得ません。賛成します。

○委員長（浅田 徹） それでは、討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がございますので、挙手により採決をいたします。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浅田 徹） 賛成多数により、第133号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第134号議案について、討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 消費税10%の転嫁には不同意です。

○委員長（浅田 徹） ほかに討論はございませんか。

上田委員。

○委員（上田 優久） 賛成のほうで、財源確保のためやむを得ません。受益者負担の適正化に伴いまして、これは賛成いたします。

○委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がございますので、挙手により採決をいたします。

賛成の委員の皆さん挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浅田 徹） 賛成多数により、第134号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第135号議案について、討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 消費税10%の転嫁には不同意です。

○委員長（浅田 徹） ほかに討論はございませんか。

上田委員。

○委員（上田 優久） 財源確保のためにはやむを得ません。受益者負担の適正化に伴い、これは賛成いたします。

○委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がございますので、挙手による採決をいたしたいと思います。

賛同される委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（浅田 徹） 賛成多数により、第135号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

時間かなり延長しておりますけども、引き続き、この件については進めたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、第136号について、討論を行います。討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） ちょっと待った。消費税ない。

○委員長（浅田 徹） オートキャンプ場の関係です。

○委員（村岡 峰男） 消費税はないって言われたものなんですが、料金的な引き上げが相当ありますので、同意できません。

○委員長（浅田 徹） ほかに討論はございませんか。

○委員（上田 優久） 賛成のほうで。

○委員長（浅田 徹） 上田委員。

○委員（上田 優久） 財源確保のためにはやむを得ません。受益者負担の適正化に伴い、これを賛成いたします。

○委員長（浅田 徹） それでは、討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がございますので、挙手により採決をいたします。

賛成の委員の皆様の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浅田　徹）　賛成多数により、第136号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第137号議案について、討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　消費税率10%の転嫁には同意できません。

○委員長（浅田　徹）　ほかに討論ございませんか。

○委員（上田　倫久）　賛成のほう。

○委員長（浅田　徹）　上田委員。

○委員（上田　倫久）　財源確保のためにはやむを得ません。受益者負担の適正化の面では賛同します。

○委員長（浅田　徹）　それでは、討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がありますので、举手により採決をいたします。

賛成の方は举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○委員長（浅田　徹）　賛成多数により、第137号議案は、可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第138号議案について、討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　限度額とはいえ、同意できません、引き上げには。

○委員長（浅田　徹）　ほかに討論ございませんか。

○委員（上田　倫久）　賛成。

○委員長（浅田　徹）　上田委員。

○委員（上田　倫久）　財源確保のためやむを得ません。受益者負担の適正化でございます。賛成いたします。

○委員長（浅田　徹）　討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がありますので、举手により採決をいたします。

賛同されます委員は举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○委員長（浅田　徹）　賛成多数により、第138

号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第139号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　消費税の10%の転嫁については同意できません。

○委員長（浅田　徹）　ほか、討論ございませんか。

○委員（上田　倫久）　賛成。

○委員長（浅田　徹）　上田委員。

○委員（上田　倫久）　財源確保のためやむを得ません。受益者負担の適正化、これを賛成いたします。

○委員長（浅田　徹）　討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がありますので、举手により採決をいたします。

賛成の委員は举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長（浅田　徹）　賛成多数により、第139号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続きまして、第140号議案につきまして、討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　消費税の10%転嫁については不同意でございます。

○委員長（浅田　徹）　ほかに討論はございませんか。

○委員（上田　倫久）　賛成の。

○委員長（浅田　徹）　上田委員。

○委員（上田　倫久）　財源確保のためにはやむを得ません。受益者負担の適正化でございます。賛成いたします。

○委員長（浅田　徹）　討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がありますので、举手により採決をいたします。

賛成の委員は举手をお願いいたします。

〔賛成者举手〕

○委員長（浅田　徹）　賛成多数により、第140号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、141号議案につきまして、討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　消費税率引き上げの問題と同時に大幅な引き上げが見られますので、あわせて同意できません。

○委員長（浅田　徹）　ほかに討論ありませんか。

上田委員。

○委員（上田　倫久）　財源確保のためやむを得ません。受益者負担の適正化でございます。賛成いたします。

○委員長（浅田　徹）　討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がありますので、挙手により採決をいたします。

賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浅田　徹）　賛成多数により、第141号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、第142号議案について、討論を行います。

討論はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　限度額の引き上げとはいえ、消費税率の引き上げも含まれています。ましてや経営も非常に苦しんでいる施設の料金引き上げについては、同意できません。

○委員長（浅田　徹）　ほかに討論。

○委員（上田　倫久）　賛成討論。

○委員長（浅田　徹）　上田委員。

○委員（上田　倫久）　財源確保のためにやむを得ません。受益者負担の適正化でございます。賛成いたします。

○委員長（浅田　徹）　討論を打ち切ります。

賛成、反対の意見がありますので、挙手により採

決をいたします。

賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（浅田　徹）　賛成多数により、第142号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

非常に長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

それでは、委員会を暫時休憩いたします。11時15分再開ということでお願いいたします。10分間休憩をとります。

午前11時05分　委員会休憩

午前11時15分　委員会再開

○委員長（浅田　徹）　それでは、委員会を再開いたします。

それでは、次第に沿いまして、第147号議案、豊岡市立農業研修交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

石田農林水産課長。

○農林水産課長（石田　敦史）　それでは、議案書269ページをごらんください。第147号議案豊岡市立農業研修交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、本会議でコウノトリ共生部長が説明したとおりですが、今回、豊岡市祥雲寺に設置しております地域農業管理施設が長期利用財産として10年以上経過したというふうなところで、農林水産省の長期利用財産の処分報告書が受理、承認されたことによりまして、当該地区に無償譲渡するため、条例から削除をするものでございます。説明は以上です。

○委員長（浅田　徹）　説明は終わりました。

質疑はございませんか。

○委員（青山　憲司）　済みません、ちょっと1点。

○委員長（浅田　徹）　青山委員。

○委員（青山　憲司）　この坂野の管理施設は築何年になるんですか。10年というお話をだつた。

○委員長（浅田 徹） 石田課長。

○農林水産課長（石田 敦史） 坂野につきましては、まだ10年は恐らく経過していないというふうな判断の中で、今回まだ財産処分はしないという認識をしているんですが。

○委員（青山 憲司） 坂野ですよ。

○農林水産課長（石田 敦史） 坂野ですね。

○委員（青山 憲司） うん、坂野。

○農林水産課長（石田 敦史） はい、10年は経過していないというふうな判断で、まだ無償譲渡はしない判断です。

○委員長（浅田 徹） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 今回のこの譲渡っていうのは、祥雲寺の件だけですか。

○委員長（浅田 徹） 石田課長。

○農林水産課長（石田 敦史） 委員おっしゃるとおり、祥雲寺の地域農業管理施設のみです。

○委員（青山 憲司） はい、わかりました。

○委員長（浅田 徹） それでは、質疑を打ちります。

討論はございませんか。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。よって、第147号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、第148号議案、豊岡市農業共済条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

志水農業共済課長。

○農業共済課長（志水 保之） 議案書274ページをお願いします。第148号議案、豊岡市農業共済条例を廃止する条例制定についてご説明いたします。

説明は、本会議での部長説明のとおりです。以上です。

○委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 274ページの理由のところに、農業共済事業を廃止するためっていうのがあるんですが、農業共済事業そのものは廃止ではなくて、豊岡市の事務としては廃止だけども、農業共済事業そのものが、これはなくなるような表現なんだけど、これでええんかえ。豊岡市の事務としてはなくなる。どうでしょう。

○委員長（浅田 徹） 志水課長。

○農業共済課長（志水 保之） 今おっしゃいましたとおり、豊岡市としての事業はなくなるという意味でございます。

○委員（村岡 峰男） そうですね。

○委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） ですから、文言上、正確ではないなど。議場でいろいろ質問したけども、県の事業になるわけですから、これを見ると、共済事業が廃止になるような書き方に思えちゃうんだが、まあまあええわ。要はそれぞれでしょうから。

○委員長（浅田 徹） ほかにございませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） この事業、条例が今回廃止ということで提案を受けとるんですが、事業の振り分けというのは、県の所管する事業と多分事務に関しては豊岡市のほうで受けるという格好になるんですけども、組織のほう、それから事務内容、これがもし今わかつておれば教えていただきたいと思うんですけども、豊岡市の所管せんなん事務ですね。それから、組織がどうなるかっていうところを教えてください。

○委員長（浅田 徹） 志水課長。

○農業共済課長（志水 保之） 現在、豊岡市農業共済課が行っています事業は、まず、共済に加入されるときの引き受け事務、引き受けを市役所で取り扱っておりまして、その書類等は兵庫県農業共済組合連合会、日高にあります出張所がありますけれども、そちらのほうに、さらに本部が神戸にあります。

そちらのほうに行きまして、さらに国のほうに上がっていくということになります。

また、被害があった場合の共済金の支払いにつきましては、国のほうから兵庫県農業共済組合連合会においてまして、それから豊岡市の農業共済課、そして、農業者の方に共済金の支払いが行われるということになります。

今回、来年の4月からは1組合化になりますと、この豊岡市農業共済課と兵庫県農業共済組合連合会が一体化して一つの事業を行うということになりますので、農業者から新組合、そして国ということで、事務手続的には簡略化、迅速になるということで、共済金の支払いにつきましても早くなるといったメリットがございます。以上です。

○委員長（浅田　徹）　青山委員。

○委員（青山　憲司）　その窓口は、市には、じゃあ、残らないということなんですね。組織として、共済の受け付けだとか、引き受けだとか、そういう窓口も全部市から離れてしまうということによろしいですか。

○委員長（浅田　徹）　志水課長。

○農業共済課長（志水　保之）　今のところ、予定としましては、4月1日からは市役所から出でていまして、日高にあります連合会の但馬出張所を事務所として、そこで事業を行う予定としております。

○委員（青山　憲司）　なるほど、よろしいですか。

○委員長（浅田　徹）　青山委員。

○委員（青山　憲司）　そうなったときに、例えば今、農業共済課のほうにおられる職員さんの身分というんですか、そういう今の連合会のほうに派遣とか、あるいはそういうことになるのか、簡素化ということではあるんですけども、今、実際やってる共済金だとか掛金だとか、あるいは災害等がなかったときに無事戻しなんかもあるというふうには理解するんですけども、そのあたりはどうなんでしょう。今後そのあたりもあわせて県下で調整が図られるのかどうか、そのあたりの今後の予定ですね、それをちょっと教えていただけますか。

○委員長（浅田　徹）　志水課長。

○農業共済課長（志水　保之）　当面の間は、やはり実際事務を行っておりました、現在の豊岡市農業共済課の職員を派遣という形で、派遣につきましては、派遣協定を結んでということで実際行う予定なんですけれども、当面の間は、事務の継承という意味を含めまして、連合会の職員と一緒に事業を行うことを予定しております。当面の間が終わりましたら、新組合でも新たに職員を採用してまいりますので、新組合のみの職員で事業を運営するということになります。

○委員長（浅田　徹）　青山委員。

○委員（青山　憲司）　あと、最後に、今おられる農業委員さん、一般質問の中でも出ておったんですけども、農業委員さんですか、今の推進員さんですかね、そのあたりの体制っていうのは状況としては変わらないというふうに認識してよろしいですか。評価員さんも43名ですか、おられるというふうに聞いてるんですけども、そのあたりの体制ですね、現地の災害評価ですか、あるいは農業委員さんとか、協力員さん、そのあたりの体制は変わらないというふうに認識してよろしいですか。

○委員長（浅田　徹）　志水課長。

○農業共済課長（志水　保之）　損害評価委員さんのことだと思うんですけども、現在43名いらっしゃいまして、その体制はそのまま維持をして、損害があった場合には現地へ確認していただき、評価をしていただくという予定にしております。

○委員（青山　憲司）　そのほかの農業委員さんとか。

○委員（村岡　峰男）　これは関係ないよな。関係ない、別個の問題。

○委員長（浅田　徹）　ちょっと暫時休憩。

午前11時27分　委員会休憩

午前11時27分　委員会再開

○委員長（浅田　徹）　休憩前に戻します。

それでは、水嶋コウノトリ共生部長、お願ひします。

○コウノトリ共生部長（水嶋　弘三）　今、青山委員からのお尋ねの件は、基本的には別組織でございま

す。ですので、農業委員会、それから農業委員会の適正化推進員というのは別で、行政組織とは別、別行政組織として動きますので、この農業共済条例の関係とは全然別と認識をしていただいたら結構です。

○委員（青山 憲司） わかりました。

○委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 議場で聞けなかった問題なんですが、市役所からは担当者が全部引き上げて連合会に行くと。となると、各地区の農会、いわゆる共済担当者等々は、申請やら被害のやつをやら等々は、いきなり連合会に持っていくことになるんでしょうか。

○委員長（浅田 徹） 志水課長。

○農業共済課長（志水 保之） 被害がありました場合の野帳の提出先ですけれども、現在、市役所と、あと、各振興局にお願いしておるんですが、受け取りだけは各振興局に引き続きお願いしたいなど考えております。

○委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 野帳の受け取りだけは振興局、じゃあ、その申請書のほうは、加入の申請書は一緒ですか。

○委員長（浅田 徹） 志水課長。

○農業共済課長（志水 保之） 申請書につきましても、各振興局に置かせていただくということをお願いしようと思っております。

○委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） となると、役所から、窓口から共済の担当者が1人もいなくなるということにはできないんちゃう、受け取るだけでも。農林水産課の誰かが便宜的に受け取ってくるということで組織はやっていけるんかな、ちょっと心配するんだけど、どうですか。

○委員長（浅田 徹） 志水課長。

○農業共済課長（志水 保之） 対応までということは考えておりません。受け取っていただいて、その後はもうこちらのほうが回収に伺って、直接その方と対応させていただくということを予定しております。

ます。

○委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 今、課長が言われた、こちらがという、こちらのほうが回収に回ってという、こちらというのは連合会ですか。

○委員長（浅田 徹） 志水課長。

○農業共済課長（志水 保之） それは、4月1日以降の新組合の職員ということになります。

○委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 新組合のっていうのは、豊岡市から派遣をされた職員が回るっていうことですか。

○委員長（浅田 徹） 志水課長。

○農業共済課長（志水 保之） 新組合の職員といいますのは、派遣された職員と現在の連合会の職員が一緒に業務を行うことになりますので、その一緒にになった組織ということで、その職員ということになります。

○委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） もともと、ことし3月だったんかな、議会でも質問しましたけども、無理なんですね。どうするかな、反対したいな思いながら、やっぱり賛成しようと思ったけど、やっぱりどうも調子が悪いですね、これ。いいですわ。

○委員長（浅田 徹） ほかに質問ございませんか。

○委員（青山 憲司） ちょっともう1点いいですか、もう1点いいですか。

○委員長（浅田 徹） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 今回この農業共済組合が県下全域を対象にされて、26市町が対象になるというふうに理解してるんですけども、これに加入しなければ豊岡市単独で従来どおりということになるのか、そのあたりで何か県としてやりにくさっていうのが、県の中で、この豊岡市だけがそういうふうに仮に残ってしまうっていうことでのふぐあいっていうのか、そのあたりは何か現状あるんでしょうかね、考えておられることがあれば。

○委員長（浅田 徹） 志水課長。

○農業共済課長（志水 保之） この1組合化といい

ますか、先ほどおっしゃいました県下26市町組合で実施しております。1組合化に対する覚書というのを締結する際に、仮に1つのまちでも反対ということになれば、この1組合化はできないということでのスタートをしております。

○委員長（浅田　徹）　これで質問のほうは打ち切りたいと思います。

それでは、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　討論はなし。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　ご異議なしと認めます。よって、第148号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、第149号議案、豊岡市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

山本建築住宅課長。

○建築住宅課長（山本　正明）　議案書の276ページをごらんください。第149号議案、豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

提案内容につきましては、本会議での都市整備部長説明のとおりですけども、1点補足をさせていただきたいと思います。

278ページの条例案要綱をごらんいただければと思います。1の（1）に記載しております引用条番号の改正につきましては、引用する条番号の錯誤、間違いが判明したため、本改正にあわせて改正をするものでございます。以上、補足させていただきます。以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（浅田　徹）　説明は終わりました。質疑はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　今回この年5分の割合による支払い利息をという、この5分が法定利率になるんですが、法定利率っていうのはどのぐらいの率ですか。

○委員長（浅田　徹）　山本課長。

○建築住宅課長（山本　正明）　民法の改正がございまして、施行は2020年4月1日からということなんですけど、この中に民法の改正の中におきまして、法定利率がそれまで現行が5%、これを3%に引き下げるというのが民法の改正でございました。そして、以降3年ごとに法定利率を今まで5%という明示しておったんですけども、これからは3年ごとに見直しをしていくということがございまして、法定利率という言葉で動くということになりましたので、それを引用しております市の管理条例につきましても、パーセンテージをも記載せずに、もう民法における法定利率を適用するという形で、自動的にそちらが変わればこちらも変わるというような形での改正に変えさせていただいたものでございます。

○委員長（浅田　徹）　村岡委員。

○委員（村岡　峰男）　じゃあ、確認ですが、今回のこの表現が変わって、それは今回3%やということは、引き下げなんですね。

○委員長（浅田　徹）　山本課長。

○建築住宅課長（山本　正明）　そうですね、今まで5%でおりましたので、今回3%に改正されました。この3%も、社会の金利情勢、市場金利なんかを見た中での設定がされたというふうに聞いておりますので、数字でいえば下がったというものでございます。

○委員長（浅田　徹）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　それでは質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　討論を打ち切ります。お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきも

のと決定してご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。よって、第149号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第152号議案、豊岡市給水条例及び豊岡市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

岡田水道課長。

○水道課長（岡田 光美） 286ページをごらんください。第152号議案、豊岡市給水条例及び豊岡市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

内容につきましては、本会議において部長が説明したとおりでございます。説明は以上でございます。

○委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（浅田 徹） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。よって、第152号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第153号議案、豊岡市下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

堀田下水道課参事。

○下水道課参事（堀田 政司） 291ページをごらんください。第153号議案、豊岡市下水道条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。説明の理由につきましては、本会議において、上

下水道部長より説明しましたとおりです。以上です。

よろしくお願ひします。

○委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（浅田 徹） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。よって、第153号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

午前11時39分 委員会休憩

午前11時39分 分科会開会

○分科会長（浅田 徹） ただいまから建設経済分科会を開会いたしたいと思います。

154号議案でございます。令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）についてを議題としたいと思います。

当局の説明につきましては、歳出に続きまして、所管に係る歳入、繰越明許費、債務負担行為補正、最後に地方債補正の順でお願いしたいと思います。

それでは、まず、歳出につきまして、各課ごとに順次説明を願います。当局の部名の順でということで、環境経済部、コウノトリ共生、都市整備部、各振興局、そして最後に上下水道部、この順でお願いをしたいと思います。

それでは、まず歳出につきまして、環境経済部より説明を願いたいと思います。

柳沢課長、お願ひします。

○環境経済課長（柳沢 和男） それでは、315ページ、316ページをごらんいただきたいと思います。総務費の中のちょうど表の真ん中ぐらいでございます。財産管理費の中の積立金でございます。基

金管理費として、環境経済課分でございますけれども、2億2,000万円のうちの2億円ということで、地域振興基金への積立金というので計上しております。こちらにつきましては、ふるさと納税のコウノトリ豊岡寄附金を積み立てるものでございます。2億円の増額というふうなことでございます。

続きまして、その下でございます。企画費のところでございますけれども、コウノトリ豊岡寄附金推進事業費ということで、先ほどの寄附金の増収、増額等に起因しまして事務費の分を上げております。郵便料でありますとかクレジットカードの決済システム、返礼品の受け付け発送の委託業務等を合わせまして8,974万5,000円計上させていただいております。

続きまして、333ページ、334ページをごらんいただきたいと思います。一番上の商工費でございます。経済成長戦略推進費でございます。その中の負担金、補助及び交付金ということで、補助金、地域経済循環創造事業費でございますけれども、5,000万円の減額としております。こちらにつきましては、国の地域経済循環創造事業交付金を受けて、民間の地域資源を生かした先進的な事業の立ち上げを支援するというふうな枠組みでございますけれども、今年度、幾つか相談がございましたけれども、実際にこれで向かうというようなところまでの基準を満たさないというふうなことで、交付がなかったため、減額するものでございます。以上でございます。

○分科会長（浅田　徹）　石田課長。

○農林水産課長（石田　敦史）　農林水産課から、まづ歳出のほうを説明させていただきます。

議案書の317、318ページのほうをごらんください。上の枠内の目34の地方創生交付金事業費では、コウノトリ育む農法推進事業費の無農薬栽培推進支援事業費補助金を933万円、減額補正するものです。これは、コウノトリ育む農法の無農薬栽培におきます田植え機、除草機の購入支援が当初予定しておった支援台数を下回る見込みとなつたための減額です。

次のコウノトリ育むお米ブランド化推進事業費の豊岡市コウノトリ・豊岡情報発信事業費補助金を、150万2,000円を減額するものです。これについては、事業主体のJAたじまがコウノトリ育むお米の販路拡大のために、歌舞伎役者の片岡愛之助さんをイメージキャラクターとして実施しております宣伝活動事業の契約金、制作費、印刷費が当初予定しておった額を下回る見込みとなつたための減額です。

続いて、321、322ページのほうをごらんください。2つ目の枠内の目36、農林業センサス調査費では、2020年2月1日を基準日といたしまして農林業センサスの県の交付決定に基づき支出内容を精査いたしまして、まず人件費では2万6,000円の減額で、335名の調査員に係ります報酬39万3,000円の増額と、正規職員に係る職員手当等の時間外勤務手当41万9,000円の減額であります。

また、農林業センサス調査費では、記載のとおり、普通旅費から会場借り上げ料までの事務経費を合計6万円、減額するものでございます。

続いて、329、330ページのほうをごらんください。3つ目の枠内の目3、農業振興費では、まず、農業振興事業費の強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金を48万2,000円、増額補正するものです。これは、農地の利用集積、農作業の共同化、生産性の向上を図るために、里芋移植機とパイプハウスの導入を予定されている生産者団体へ、購入費の一部を支援しようとする県事業の補助金です。なお、補助率については、機械については3分の1、パイプハウスについては2分の1というふうになっています。

次の有害鳥獣駆除対策事業費のシカ緊急捕獲拡大事業費の負担金263万1,000円の増額を補正するものです。このシカ緊急捕獲拡大事業は、鹿の個体数を減らす県独自の取り組みとして、狩猟期間中における狩猟者へ報償金を支払う財源を、県下各市町から負担金を求めるもので、今年度の概算負担金と昨年度の事業の精算負担金を計上して、現行

から263万1,000円を増額しようとするものです。

続いて、次に、中山間地域直接支払い事業費として、331、332ページにまたがりますが、まず推進事務費6万9,000円の減額補正です。内容といたしましては、推進交付金の減額内示によるもので、消耗品費、修繕料、通信運搬費をそれぞれ記載のとおり減額いたします。

また、交付金の280万3,000円の減額は、今年度から事業に取り組む予定であった集落が辞退されたこと、また、取り組む農用地を拡大する予定であった集落がありましたが、要件を満たさなかったための減額です。

次に、バイオマスマウン推進事業費の国県への返還金4,144万4,000円を計上しております。これは、北但東部森林組合におきまして木質ペレット製造事業を廃止する決定がなされ、近畿農政局と補助金の返納等について協議を重ね、2007年度から2011年度に国県の補助金で取得した木質ペレット製造施設及び乙女の湯とこうのとり荘に導入した木質ペレットボイラー施設の財産処分に伴う交付金の自主返納です。いずれも、耐用年数の残年数に応じた補助金残存価格を自主返納するものです。内容といたしましては、事業主体、北但東部森林組合の木質ペレット製造施設のうち、製造機械棟と事務棟分で2,628万1,000円、また、この施設が製造するペレットの使用を前提として補助を受けていた事業主体が市でありました乙女の湯のペレットボイラー施設998万5,000円と、事業主体、社会福祉法人北但社会福祉事業会のこうのとり荘のペレットボイラー施設517万8,000円であります。

次に、人・農地プラン推進事業費として、まず事務費を15万円、減額補正するもので、内訳として策定委員会の委員報償金17万7,000円の減額と、通信運搬費2万7,000円の増額をそれぞれ補正いたします。

また、機構集積協力金の3,335万8,000円の増額でありますが、主に増額となります3つの

協力金を申し上げます。

まず1つとして、地域集積協力金の2,911万9,000円の増額です。この協力金は、農地中間管理機構に農地を貸し付け、地域の担い手、農地集積、集約化を図る場合、その地域に対して支払われる協力金のことであります。これまで一律の対象地域から一般地域や中山間地域というふうに細分化され、また、機構を活用する率も条件も緩和されたことから、交付単価も手厚くなつたことによる増額要因です。

次に、2つ目として、経営転換協力金の215万3,000円の増額です。これについては、離農する農業者へ支払われる協力金で、制度そのものには変更ございませんが、交付対象者がふえたことによります増額です。

3つ目といたしましては、条件不利農地集積奨励協力金の223万6,000円の増額です。これは、昭和39年以降に圃場整備を実施されていない条件不利農地を借り受けた農地の受け手を支援する協力金で、新たに4経営体に支払われるための増額です。

次に、新規就農総合支援事業費の新規就農者確保事業費補助金155万2,000円の減額を補正するものです。これは、国の要件を満たした新規就農者に対して年間150万円を交付する農業次世代人材投資資金でありますが、給付を受ける農業者の前年所得に対して、給付金に変動が生じたことによります減額の補正です。

次に、法人化・高度化促進施設整備事業費の法人化促進総合対策事業費補助金を835万3,000円の減額補正するものです。これについては、集落営農組織が法人化を目指す場合、また、既に法人格を有する農業法人が規模を拡大する場合、必要な機械、施設等を整備する場合の支援補助金ですが、全て精算に伴う減額補正です。

次の目5、農地費では、基盤整備促進事業費の測量設計等投資委託料として900万円を追加補正するものです。事業の実施地区の内町地区におきましては人・農地プランを作成し、農地中間管理事業

により農地の集積、集約化に取り組まれ、あわせて経営体育成基盤整備事業費、いわゆる大規模の圃場整備事業を行うため、今年度と来年度に100%負担となります調査設計を実施するための増額補正です。

とりあえず歳出は以上でございます。

引き続いて、歳入

○分科会長（浅田　徹）　いやいや。

○農林水産課長（石田　敦史）　あつ、いいですか。

○分科会長（浅田　徹）　とりあえずは歳出で。

○農林水産課長（石田　敦史）　先ほど済みません、

147号議案のところで、農業管理施設の廃止に伴う説明をさせていただいた、青山議員からの質問について訂正をさせていただきたいんですが、今よろしいですか、後ほどほどのほうがいいですか。

○分科会長（浅田　徹）　いや、後ほどお願ひします。今、とりあえず歳出で進めておりますので、よろしくお願ひいたします。順番にお願いします。

それでは、西谷地籍調査課長。

○地籍調査課長（西谷　英）　まず、331、332ページをごらんください。5番の、目5の農地費ですけども、地籍調査事業費を、3, 123万9, 000円を減額しております。これは、当初の補助要望に対しての充足率が低かったために減額するものです。主なものとしては、調査地区、項目の減により業務委託料を2, 847万3, 000円、減額しております。以上です。

○分科会長（浅田　徹）　続きまして、コウノトリ共生部は終わりましたでしょうか。

それでは、都市整備部お願ひします。

それでは、井垣建設課参事お願ひします。

○建設課参事（井垣　敬司）　333ページ、334ページをお開きください。土木費の道路新設改良費です。一番下の表の2項目めをごらんください。栃本太田線道路改良事業費の工事請負費を700万円、増額補正をお願いするものです。事業の進捗を図るため、約40メートルの施工をいたしまして、終点側、太田側を終えてしまいたいというふうに考えております。

引き続きまして、335ページ、336ページをお開きください。雪害対策費です。一番上の表をごらんください。雪害対策事業費の除雪業務の委託料を、1億8, 900万円の増額をお願いするものです。これにつきましては、除雪の委託料の算定というのがなかなかできにくいというふうなことございまして、直近の過去3カ年の平均額を用いまして算定しております。その額が約3億2, 160万円となりまして、現計予算1億3, 257万円に合わせまして、このたび増額補正をお願いするものです。以上です。

○分科会長（浅田　徹）　富森都市整備課長。

○都市整備課長（富森　靖彦）　315ページ、316ページをごらんください。総務費の下から3段目の公共交通対策費です。具体的には、右の316ページ、負担金、補助及び交付金につきまして2, 297万9, 000円の追加補正をお願いするものです。

内容につきましては、北近畿タンゴ鉄道株式会社への運営補助金となっております。これは、平成30年の7月豪雨を受けまして、国が新たに創設いたしました防災・減債、国土強靭化のための3カ年緊急対策事業に基づきまして、北近畿タンゴ鉄道が平成30年繰り越し分、それから令和元年度予算で実施するのり面工事に係る費用の一部を沿線自治体で負担するものです。

なお、当初予算で、既に補助金ということで3, 441万4, 000円を措置していただいておりますので、今回の補正につきましては、現計予算の不用見込み額を差し引いた額ということで、2, 297万9, 000円を計上させていただいております。

次に、317ページ、318ページをごらんください。同じく総務費の目22の但馬空港利用促進費、上から2段目です。これにつきましても右の318ページ、負担金、補助及び交付金につきまして1, 100万円の減額補正を行うものです。これは、コウノトリ但馬空港利用促進協議会への補助金を支出しておりますが、これを令和元年度上半期終了時点での協議会会計の執行見込みより不用額を減額

するものです。主には航空機利用の助成金の見込み額が減額となるということで、減額をさせていただくものです。

続きまして、335ページ、336ページをごらんください。土木費です。ちょうど真ん中の欄の目5の土地区画整理費になります。これにつきましては、委託料を1,400万円、減額補正をするものです。具体的は稻葉川の土地区画整理事業につきまして、事業地の地積更正、それから出来形確認測量に伴いまして、事業計画を変更いたしましたので、換地処分に係ります業務の一部を、今年度予定していたものを一部、来年度に送るということで、その分の費用1,400万円を減額補正をするものです。

以上で説明を終わります。

○分科会長（浅田 徹） それでは、今度は山本課長、お願ひします。

○建築住宅課長（山本 正明） 歳出の分ということで、先ほどのページと一緒にになります。335、336ページ、一番下ごらんください。住宅管理費でございます。ここに頭がおりますので、申しわけありません。めくっていただきまして、337、338ページ、一番上になります。節19、負担金、補助及び交付金564万1,000円の増額としております。要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業費ということで、これにつきましては、昭和56年5月31日以前の建築物、そして3階建て以上かつ延べ床5,000平米以上の店舗、旅館等の耐震化、これに係る補助金でございます。消費税の改正に伴いまして、国の補助対象経費の単価が見直し、見直しいうのが増額になりますけども、これによりまして当初予算との差額分が発生しましたので、その差額分564万1,000円を今回補正をするものでございます。以上です。

○分科会長（浅田 徹） 時間、正午を過ぎますけども、歳出につきましては、一応説明を受けたいと思います。委員会を続行いたしますので、よろしくご協力お願ひいたします。

それでは、阪本出石振興課長、お願ひいたします。

○出石振興局地域振興課長（阪本 義典） よろしく

お願ひします。

予算書の331、332ページをごらんください。一番下から5行目です。出石温泉館乙女の湯等の管理費というようなことで、410万6,000円を増額するものでございます。理由といたしましては、乙女の湯の外壁を囲む塀の一部が里道を塞いでおります。その現状を解消するために、塀の移設を行おうとするためのものでございます。

次に、345、346ページをごらんください。これにつきましては、土地取得費でございまして、950万円を増額しようとするものでございます。土地開発基金からの買い戻しの理由でございますけども、購入希望者の話が上がっております。土地開発基金から買い戻しを行いまして、一般競争入札によりまして売却を行おうとするものでございます。場所につきましては、出石町森井字犬坂323の6でございます。面積は7,675平方メートルでございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（浅田 徹） 中川日高振興局参事お願ひします。

○日高振興局地域振興課参事（中川 光典） 316ページをごらんください。中段あたりの総務費の11、需用費です。説明欄のほうに、土地管理費の修繕料20万6,000円とあります。これは現在工事中の旧商工会館周辺駐車場の区画線の摩耗が非常に激しく、見えにくい状態になっており、交通事故防止の観点から引き直しを行うものです。なお、この江原河畔演劇場の開館により、車両、歩行者とも増加することが見込まれるため、開館までに施工したいので、今回補正をお願いするものです。以上です。

○分科会長（浅田 徹） それでは、午菴但東振興局参事お願ひします。

○但東振興局地域振興課参事（午菴 晴喜） 引き続き316ページをごらんください。下から4つ目のくくり、地域おこし協力隊推進事業費でございますけれども、本年度、担当地域で活動をしておりました隊員2名のうち、1名が自己都合により5月末で

退職をいたしましたので、その分に係る報償費、自動車借り上げ料等、不用額を減額するものでございます。

続きまして、332ページをごらんください。一番下のくくりになります。但東観光施設管理費補助金として161万2,000円でございますけども、たんとうチューリップまつりにおきましては、従前の展望台、木製でございましたが、それが老朽化し、前年度撤去、今年度のチューリップまつりにつきましては、単管パイプで対応しておりますが、その様子を見られた県の職員の方からお話をいたいたというような形が始まりまではなるんですけども、現在、但東シルクロード観光協会を事業主体としまして、今、申し上げました県の補助事業を活用し、新たに木製の展望台を整備しようという計画が進んでおります。この展望台の新設事業に対しまして、市からも事業費の一部を補助しようとするものでございます。

なお、県費は申請者へ直接補助となっております。また、補助金額等につきましては、事前に取得をされた見積額を参考に、県補助残の2分の1相当額として算定をしております。今後、1月中旬には工事発注契約、3月中旬には完成予定であると聞いております。

説明は以上でございます。

○分科会長（浅田　徹）　岡田水道課長、お願ひします。

○水道課長（岡田　光美）　330ページをごらんください。一番上の表、説明欄でございますが、水道事業会計負担金とありますのは、当初予算において予定額としていた繰り出し額を、前年度決算の確定により確定値に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○分科会長（浅田　徹）　石津下水道課長。

○下水道課長（石津　隆）　335、336ページをごらんください。中段の表の最下段、下水道費でございます。説明欄の下水道事業会計負担金につきまして8,444万7,000円を減額しております。これは、平成30年度の決算が確定しましたの

で、総務省の繰り出し基準に基づき算出をして、修正をするものでございます。以上でございます。

○分科会長（浅田　徹）　それでは、歳出について、全て各部課、振興局等、終わったと思います。

それでは、ここで暫時休憩をとります。再開は午後1時でお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

午後0時07分　分科会休憩

午後0時58分　分科会再開

○分科会長（浅田　徹）　それでは、おそろいのようですので、休憩前に引き続き、ただいまから建設経済分科会を再開したいと思います。

午前中は各部からそれぞれ歳出について説明をしていただきました。

次に、歳入につきまして同じように、各順でお願いしたいと思います。

柳沢課長、お願ひします。

○環境経済課長（柳沢　和男）　それでは、307ページ、308ページをごらんいただきたいと思います。国庫支出金でございます。ページのちょうど真ん中の囲みでございます。商工費国庫補助金でございます。地域経済循環創造事業交付金ということで、先ほど歳出で説明しました減額に伴いまして、歳入のほうも5,000万円減額ということで上げさせていただいております。

続きまして、309ページ、310ページでございます。一番下の囲みでございます。寄附金としまして、総務費寄附金の中のコウノトリ豊岡寄附金でございます。こちらにつきましては、ことし、いろいろと取り組みをする中で、昨年に比べまして順調に寄附金をいただいているというふうな状況でございます。12月の8日現在で2億8,000万円を超えるようなところまで来ております。収入見込みを修正させていただきまして、2億円、増額というふうなことで、増額の補正を上げさせていただいております。以上でございます。

○分科会長（浅田　徹）　石田課長、お願ひします。

○農林水産課長（石田　敦史）　それでは、議案書の

307ページ、308ページのほうをごらんください。2つ目の枠の中ですが、目20の地方創生推進交付金では、節1の地方創生推進交付金644万6,000円の減額のうち、農林水産課に関係するものは541万6,000円の減額で、歳出で説明いたしましたとおり、コウノトリ育む農法推進事業費とコウノトリ育むお米ブランド化推進事業費の減額の2分の1に相当する交付金の減額補正です。

続いて、309ページ、310ページのほうをごらんください。1つ目の枠の目5、農林水産業費県補助金では、節1の農業費補助金の中山間地域等直接支払交付金217万1,000円の減額の分から、次の地籍調査事業費補助金を除きまして、強い農業・担い手づくり総合支援交付金48万2,000円の増額までの各補正は、歳出で説明いたしましたとおり、農業振興費に関係する各事業の県補助金の補正です。

次の枠内、目1、総務費委託金では、節1、統計調査費委託金の農林業センサス事務委託金8万6,000円の減額は、歳出でも説明いたしましたが、県の内示交付決定に基づく減額補正です。

次に、311ページ、312ページのほうをごらんください。3つ目の枠内の目6、雑入では、節3、雑入の補助金返還金3,147万2,000円のうち、農林水産課に関係するものは3,145万8,000円で、歳出で説明いたしましたが、木質ペレット製造施設とペレットボイラー施設の補助金の自主返納額です。内訳は、木質ペレット製造施設の事業主体である北但東部森林組合からの2,628万434円と、こうのとり荘に設置いたしましたペレットボイラー施設の事業主体である社会福祉法人北但社会福祉事業会からの517万7,910円の合計です。

説明は以上です。

○分科会長（浅田 徹） 西谷地籍調査課長、お願いします。

○地籍調査課長（西谷 英） 309、310ページをごらんください。農業費補助金ですけども、説明欄の上段2行目の地籍調査事業費補助金ですが、

これも歳出と同じ理由で補助金2,958万6,000円を減額しております。

説明は以上です。

○分科会長（浅田 徹） じゃ、井垣参事、お願いします。

○建設課参事（井垣 敬司） 307ページ、308ページをお開きください。国庫支出金の土木費国庫補助金です。真ん中の表の5段目をごらんください。防災・安全交付金を、先ほど歳出の際に申し上げました700万円に補助率を掛け合わせました40万2,000円の増額を計上しております。

続きまして、311、312ページをお開きください。市債、土木債です。一番下の表2段目をごらんください。道路整備事業債といたしまして柄本太田線分を、280万円の増額を計上しております。以上です。

○分科会長（浅田 徹） 富森課長、お願いします。

○都市整備課長（富森 靖彦） 311ページ、312ページをごらんください。一番下の表、市債の表です。右側の312ページ、一番上の欄、総務管理債です。これは、歳入でもご説明いたしました北近畿タンゴ鉄道運営補助金2,297万9,000円の財源の一部を、鉄道交通対策事業債として2,000万円充当するものです。

同じくその2つ下の欄です。都市計画債です。これにつきましては、稻葉川の土地区画整理事業の委託料減額に伴う財源としての土地区画整理事業債を1,330万円、減額するものです。以上です。

○分科会長（浅田 徹） 山本課長。

○建築住宅課長（山本 正明） 307、308ページごらんいただきたいと思います。2つ目の枠に記載しております目6、土木費国庫補助金、節4、住宅費補助金282万1,000円、増額です。これにつきましては、先ほど歳出で説明いたしました要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業費、これに係ります国庫補助金でございます。

続いて、309、310ページをごらんいただきたいと思います。上の枠の目7、土木費県補助金、節5、住宅費補助金141万1,000円の増額で

す。これも同様に、先ほど申しました要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業費、これに係ります県の補助金分でございます。以上です。

○分科会長（浅田　徹）　振興局の関係はござりますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

じゃあ、一応、それでは、歳入は終わりました。それでは、引き続きまして、繰越明許費について説明をお願いします。

繰越明許ございませんか。ないということですかね、繰り越しは。（発言する者あり）

続いて、じゃあないということで、債務負担行為補正も、これはなし。

○環境経済課長（柳沢　和男）　債務負担。

○分科会長（浅田　徹）　柳沢課長、お願いします。

○環境経済課長（柳沢　和男）　それでは、301ページをごらんいただきたいと思います。表の下から10行目でございますけれども、菓子祭前日祭実行委員会補助金ということで、令和2年度の分でございますけれども、180万円、上げさせていただいております。以上です。

○分科会長（浅田　徹）　石田課長、お願いします。

○農林水産課長（石田　敦史）　同じページ、301ページの2項目めの農業用施設管理事業ですが、これは広域農道1号線の蓼川大橋右岸側から東向きに中筋交差点までの約350メートルと広域農道2号線のミニストップの豊岡木内店付近から南向きに約350メートル、それと日高町頃垣の農免道路で頃垣集落から北向きに約200メートルの舗装修繕を早期に実施し、通行の安全を確保するためのゼロ市債で、令和2年度事業として、2,000万円の事業を限度額として実施いたします。

表の中ほどから下に向けて、高齢者等農作業生きがい対策事業補助金ですが、60歳以上の高齢者が農作業を行う場合に、防護柵等を設置する際の経費の一部を補助するもので、春野菜等を栽培する際に早期に対応を図る必要があることから、限度額70万円の債務負担行為を設定するものです。以上です。

○分科会長（浅田　徹）　宮下課長。

○コウノトリ共生課長（宮下　泰尚）　同じく301

ページ最上段の太陽光発電システム設置費補助金についてです。新規住宅の建築に合わせて太陽光発電システムは設置されるケースが多くなっておりますけども、一連の工事を中断することなく進められるようにということで、ゼロ市債を活用した事業執行を図り、市民サービスの向上を目指したいと考えております。今議会で400万円の債務負担行為をお願いいたします。以上です。

○分科会長（浅田　徹）　井垣参事。

○建設課参事（井垣　敬司）　同じく301ページの3段目から5段目を順次見てやっていただきたいと思います。道路維持事業です。出石地域の八木馬場線と豊岡地域の本町北線の舗装、修繕でございます。850万円をお願いしたいと考えております。

続きまして、橋梁長寿命化事業です。日高地域の猪ノ爪堂々橋の橋梁長寿命化工事を実施したいと考えております。300万円でございます。

最後です。河川改良事業です。豊岡地域の普通河川上坂川の河道掘削を440万円で、3事業合わせまして1,590万円の債務負担行為の設定をお願いしたいと考えております。以上です。

○分科会長（浅田　徹）　山本課長。

○建築住宅課長（山本　正明）　同じ表6行目になります住宅管理事業1,453万円、これにつきましてはゼロ市債により実施するもので、予定としまして市営住宅の出合第2住宅、これの屋根の改修工事、あと市営住宅、いろんなところにございます市営住宅の退去の修繕ということを6件ほど予定しております、合わせまして1,453万円をゼロ市債で執行したいと考えております。以上です。

○分科会長（浅田　徹）　中川参事。

○日高振興局地域振興課参事（中川　光典）　同じく301ページの最下段です。日高農林産物加工研修所指定管理料です。午前中にご審議いただいたもので、指定管理期間3年間分の225万9,000円の設定でございます。以上です。

○分科会長（浅田　徹）　じゃ、債務は以上ですか。

井垣参事、地方債補正。

○建設課参事（井垣 敬司） 302ページをごらんください。変更をお願いしたいと考えます。2段目になります。道路整備事業費を、1億8,640万円を、1億8,920万円の変更をお願いするものです。以上です。

○分科会長（浅田 徹） 富森課長。

○都市整備課長（富森 靖彦） 同じく302ページです。一番上の段、鉄道交通対策事業費です。補正前1,400万円、補正後3,400万円でお願いをいたしたいと思います。

続きまして、2段下がりまして、土地区画整理事業費です。これも4,520万円から3,190万円減額補正ということでお願いをいたします。以上です。

○分科会長（浅田 徹） 以上、説明は終わりました。

質疑はございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 歳出は332ページですし、歳入では310ページの中山間地域等直接支払交付金ですけども、先ほどの説明で予定をしておった集落が減ったと、280万円ということは大体3集落ぐらいかなという思いがするんですが、どこかっていうのが1点と、県の交付金ですね、これは県の交付金で210万円あるんですが、この事業は国の支出はないのかっていうことをお聞かせください。

○分科会長（浅田 徹） 石田課長。

○農林水産課長（石田 敦史） まず、歳出のほうで当初取り組む予定であったが、辞退されたというふうな点ですが、まず、辞退されました集落っていうのが2集落ございました。これは日高町の山田集落、それと竹野町の三原です。それと1点、当初予定はしておったんですが、地元のちょっと合意形成が図られなかつたっていうところございまして、これが出石町の奥小野の集落です。

歳出のほうで、先ほど議員おっしゃられました国庫の補助金がないのかっていうふうなことでございますね。本来でしたら、農林水産業事業費っていうのが当然これ国庫の事業ではございますが、全て

県を経由しての補助金でございますので、全て県補助金で計上しておるところでございます。以上です。

○分科会長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） そうすると280万円、これは今回の減額ですけども、と217万円の差は市が見てるんかなっていうことがあるんで、お答えいただきたいのと、この3集落ですね、山田にしても三原にしても、これまで、昨年までは取り組んでおった集落なのかなと、それがことしほとめになつたということですか。

○分科会長（浅田 徹） 石田課長。

○農林水産課長（石田 敦史） 先ほどの280万3,000円の交付金が減額と、補助金が217万1,000円、この差はどうかというふうなところで、これには推進交付金っていうのがございまして、別途、歳出のほうでも若干補正をしておるんですが、その分が加味されておるというふうなところでございます。

それと当初、昨年も実施しておった中で今回やめられたのかっていうふうなところでございますが、いや、これは昨年も実施はされてなくって、今回、新たに実施する中でそういう意向があつたんですが、結果的に合意が図られなかつたりとか、要件に合致しなかつたとかっていうふうなところで、予算を落としたところでございます。以上です。

○委員（村岡 峰男） 結構です。

○分科会長（浅田 徹） ほかにございませんか。青山委員。

○委員（青山 憲司） 2点お尋ねをします。

まず334ページの一番上、経済成長戦略の推進事業費で地域経済の循環創造事業費が今回はなかつたということで、これは返納するということなんですが、これはどういうふうに新規事業、先進的事業ですね、を取り組む上でどつかアプローチをかけられてると思うんですけども、例えば商工会あるいは商工会議所だとか。具体的にこれは使いにくくて、これ返納するのか、あるいは対象事業として豊岡市には余りなじみのない補助金なのか、その辺もあわせてちょっと返納に至る経緯っていうんですかね、

その辺、詳細がわかれれば教えていただきたいと思います。

それからもう1点は、次のページ、336ページで、雪害対策で今回、除雪費用が補正で上がつてはおるんですが、当初、現計予算で1億3,257万円ですか、上げられておって今回、追加で、それ以上の1億8,900万円が追加補正をされるんですけど、直近3年ということであれば通年、除雪に関する費用を当初で見られるのが普通じゃないかなと思うんですけど、今回この12月補正で上げられたっていうのは、今後の長期予報見通しなのか。今までと、この除雪に関する予算の組み方が変わったのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○分科会長（浅田　徹）　柳沢課長、お願いします。

○環境経済課長（柳沢　和男）　地域経済循環創造事業、この交付金の関係、補助金の関係でございますけれども、これは返納ということではなくて、予算化していたものを減額をすることとござりますので、お金をお返しするという趣旨ではございません。歳入、歳出とも減額補正ということでご理解いただきたいというふうに思っております。

さらに、どういうふうにこの事業の進みがするかという点でございますけれども、市のホームページ等で、こういう国の事業の財源をもとにして市が持っておりますこの地域経済循環創造事業の補助金を、申請をしてくださいということで期限を決めまして、募集をさせていただいているというふうな状況でございます。その募集に応じて出していただくというふうなことの中で、国の基準に合致するのかどうかっていうのを見させていただいている、審査をさせていただいているというような状況でございます。

○分科会長（浅田　徹）　井垣参事。

○建設課参事（井垣　敬司）　私からは2点お答えさせていただきます。

まずは必要額の算定方法で、直近3カ年の平均でというふうな部分でございます。こちらについては、今シーズンについては暖冬ではなかろうかというふうな予測ではありますけども、実際の雪の降り方というかが予想ができないところがございます。し

たがいまして、何かよりどころというものがないものですから、直近3年間の平均で算出するという方法をとらせていただいておるところです。

あと予算の計上の仕方です。歳出のところで説明を漏らしておりまして、まことに申しわけありませんでした。本来でしたら、委員のおっしゃるとおり、必要と思われる額を当初予算で要求するのが本来かと思いますが、今見ていただいておりますように、大変多額な額でございます。これを年度当初から抱えさせていただいて、建設課のほうで抱えさせていただくということは、市全体のほかの大切な事業を執行する上で、大きな差し支えがあるんじゃないかなというふうな中で財政課との協議というか、申し合わせの中で、今回このような計上の仕方をさせていただいておるというところでございます。

○分科会長（浅田　徹）　青山委員。

○委員（青山　憲司）　除雪の関係につきましては、わかりました。

今の地域経済の循環創造事業なんですが、これ先進的事業の立ち上げ交付金というふうに先ほど説明で伺ったんですけども、基金やその募集の方法ですね、これはホームページで今、周知をして募集したんだということなんんですけども、こういう交付金があるんであれば、この豊岡市内地域について、そういう先進的な事業をもっと違うやり方っていうんですかね、募集の仕方そのものについてもう少しやり方があったんじゃないかなと思うんですが、この予算が減額になるということについて、相当な金額でありますし、これをもっと有効に使う方法が考えられなかったのかなというふうに思うんですけども、そのあたりはどこまで市担当部署として、この予算の使い方にについて検討されてきたのかな。ただ、減額になったから返せばいいということですね、なかなかこういう交付金っていうんですか、は、次また要求するときになかなかつきにくいというふうなことも聞いたりするもんで、そのあたりのことで、これが余るということで12月で出されるんですけども、その点についてはどうなんでしょう。3月末でこれをそれまで引っ張っておくっていう

ことも、ひょっとしたら可能ではなかったのかなというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがですか。

○分科会長（浅田　徹）　柳沢課長。

○環境経済課長（柳沢　和男）　こちらの交付金につきましては、過去、豊岡市のほうで活用させていたいた事例がたくさんあるという状況がますあります。その中で会計検査院の検査を何回も受けしていく中で、これは豊岡だけではございませんけれども、そもそもこの事業の趣旨であります地域の雇用を創出するとか地域経済を回していくというふうな観点の中で、なかなか計画どおりになってないというような事例が多く出ているという指摘がございます。そういうこともありますので、豊岡市としましても、そういうふうなことになる事業なのかどうかということをしっかりと見きわめる必要があると思っております。ですので、民間事業者の方がチャレンジをしたいというだけでは、なかなか俎上にのっていくということにはならないというふうに思っております。ましてや交付金以外に金融機関からの融資を受けていただくことが必要になつてしまりますので、そういったところとの絡みもございますし、ということがありますので、事業者の意向だけでは進められないというところがますあるということが1点でございます。

それと、できるだけ年度内に事業を完了していただこうと思えば、後半にこう採択をしていくということはなかなか難しい状況がございますので、そういったスケジュール感もある中で、できるだけ年度初めに取り組んでいただくというようなことをお勧めさせていただいてるというふうな状況でございます。

○分科会長（浅田　徹）　青山委員。

○委員（青山　憲司）　状況については、わかります。ただ、新規雇用をこの豊岡市内でふやすっていうことは大変、地域経済にとっても大きな課題でありますし、こういう事業を例えば商工団体であるとか金融機関であるとか、そういうところと調整する中で、その事業をやっぱり市としてサポートしていく、

こういうことが大事ではないかなというふうに思いました。来年度以降もこれまた交付金を必要とする事業が出てくるんであれば、積極的に市も関与して、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。これはお願いだけしておきます。

○分科会長（浅田　徹）　もう青山委員よろしいか。

○委員（青山　憲司）　はい、よろしいです。

○分科会長（浅田　徹）　そしたら土生田委員。

○委員（土生田仁志）　今の青山議員の質問と同じようなことなんですけども、まず2点ほど教えてください。

10割負担の経済の循環から創造している事業ということだったんですけども、市内の事業者を育てるための予算でとのことですが、申請があったのか、それと結果的になかったんだと思うんですけども、それにマッチした企画がなかったんで、また、とりあえず出てきたけど何もせなんだら返さなかんのですけども、市の対応として、どんな改善策があれば、事業者の意向に沿つたものかどうかの把握はできておるんでしょうか。

○分科会長（浅田　徹）　柳沢課長。

○環境経済課長（柳沢　和男）　こちらの地域経済循環創造事業交付金でございますけれども、原則国費が2分の1、市町村が2分の1の負担割合が基準の補助がありまして、それ以外に同額あるいは同額以上の融資を受けることということがまず条件になつております。そういうふうな枠組みではあるんですけども、先ほど言いました新規性が高いとかモデル性が高いというような事業であれば、補助部分は国費10分の1で見てもらえるというふうな状況もあります。ただ、そこにトライをしようと思えば、なかなか通り一遍やつてますというふうな内容では難しいというふうに考えておりますので、本当に全国的にもすごい新規性のある事業だというような位置づけでなければ、なかなか通らないというふうに思っておりますので、そういったことを、提案をいただいた内容を見させていただく中で、審査をさせていただいてるというふうな状況でございます。

○分科会長（浅田　徹）　もうひとつ。市の対応は。
○環境経済課長（柳沢　和男）　それとつけ加えまして、市独自でもステップアップ補助金というふうな補助制度を持っておりますので、これは上限150万円でございますけれども、それぞれ事業者が自分の今の事業を、一つでも上にステップアップをしていくというふうな形での事業展開を支援する補助金を用意しておりますので、そういった補助金も使っていただきながら、もう少し額を多くしてトライをしないといけないというようなものがあれば、この国の制度の交付金を使ってやっていくという枠組みは持っていきたいというふうに思っておりますので、そういった中で商工団体さん等とも連携しながら、それは進めていきたいというふうに思っています。

○分科会長（浅田　徹）　いいですか。それともう一つ、あと具体に申請があったのかというふうなことです。

○環境経済課長（柳沢　和男）　交付申請があったということではございません。こういう提案でどうかというご相談があったものを、審査をさせていただいたと。

○分科会長（浅田　徹）　土生田委員。

○委員（土生田仁志）　その辺の事情は今の説明でわかりましたけども、市のほうの体制としてもうちょっと有利な企画なんで、それをこうしたらとれるんじゃないかっていうふうなPRっていうか、そういうサポートっていうのはされていたんでしょうか。

○分科会長（浅田　徹）　柳沢課長。

○環境経済課長（柳沢　和男）　提案をいただいた中身を見る中で、今おっしゃっていただいたような観点でできるのかどうかということは、提案していただいた方とやりとりをしながら、それはさせていただいておりますけれども、結果的にその新規性が、これは高いというところの判断まで至らなかったというところでございます。

○分科会長（浅田　徹）　土生田委員。

○委員（土生田仁志）　これ審査が厳しいっていうことはよくわかりました。ただ、そういう意欲を持つ

た立候補している業者の方にどういうか、もっと積極的なフォローができるんじゃないかなと思うわけなんですよね、こんだけのいい条件の話なんで。それで今後のことなんんですけども、そういう前向きな、とりやすい方向に持っていくようなサポートいうのも、もう少し考えてほしいなと思うようなところあるんですけども、これは希望でよろしいです。

○分科会長（浅田　徹）　ほかにございませんか。
椿野委員。

○委員（椿野　仁司）　338ページの住宅管理費、大規模建築物耐震化助成事業ですが、これ、ちょっと過去にさかのぼって市内の該当物件は5,000平米以上ですね、たしか延べ床面積ね。何件あって、既に完了してるのは何件で、それで今回こうやってまた事業費という形で出てるんだけど、実際に件数は何件あるのかなっていうところ辺と、それと確認だけでも、これって例えば5,000平米を耐震しなかったからって営業をさせないっていうことはないですよね。ただし、国の耐震化のできてないというところの公表はされるっていうことでというふうに私は受けとめてるので、その辺を1回、はい、確認です。

○分科会長（浅田　徹）　山本課長。

○建築住宅課長（山本　正明）　今、質問いただきました件です。

まず、先ほど冒頭にも言いましたけど、5,000平米以上、3階建て以上というのが大きな条件で、それ以前に旧耐震、昭和56年3月31日までの建築物というのが大きくございます。そういった条件の中での民間、多数、民間の人が、ごめんなさい、多数の人が出入りする施設という形になります。これに該当する、まず施設といいたしましてホテルだか旅館とか、そういったもんございます。これが4施設ございます。

4施設のうち、既に2施設は、このメニューとしてはまず耐震診断をやって、設計をやって、実際に耐震の改修工事をやるという一つの流れがあるんですけども、2つの施設はもう既に耐震改修工事まで完了して終了しております。そのあと一つにつ

いては今、予算を上げておる分で取り組みを進めておる最中と、耐震改修工事をやろうとしておるという物件です。もう一つにつきましては、今のところ、ちょっとその改修工事までやるというところに意思表示がされないというような状況でございます。

あと、それ以外に、宿泊施設以外にも市内ではこれ合致するのが2施設ほど、これは旅館とかそういうもんではないんですけど、ございますけども、それぞれ、それについては既にみずから耐震改修とかもされておるんで、この政策等をこう適用とか云々は関係ないというものでございます。でよかったですかね、以上です。

○分科会長（浅田　徹）　それと公表っていうのがありましたね。

○建築住宅課長（山本　正明）　済みません、公表のことですね。公表につきましては、先ほど言いました状況がございますけども、耐震改修工事をしなければ罰則があるとかいうことではないんですけども、ただ、県とかホームページの中でそういう大規模施設については、耐震の状況はこういう状況にあるということが行く行く公表されるということはお聞きしております。以上です。

○分科会長（浅田　徹）　椿野委員。

○委員（椿野　仁司）　よくわかりました。助成金っていうか、補助金、これ国、県、市でパーセンテージなのか、どういう割合になるのか、ちょっとその辺わかりますかね。

○分科会長（浅田　徹）　山本課長。

○建築住宅課長（山本　正明）　補助の内訳的なところになります。考え方としまして、耐震改修工事に係ります、耐震に係る工事、先ほど申しました標準単価というのがあります。まず、面積に掛け合わせる単価が、これは改定されて今回上げるんですけども、標準対象事業費いうのが出てきます。面積掛けた標準単価を掛けて幾らと、それに対する補助が国県市合わせて3分の2、耐震改修の工事に係る3分の2補助、その3分の2のうち、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というような内訳で、総額を支出していくというような状況でございます。

○分科会長（浅田　徹）　椿野委員。

○委員（椿野　仁司）　済みません、わかりました。

じゃあ、今期の補正の中でコウノトリ豊岡寄附金、ふるさと納税の件ですが、この資料のほうで見てると、1、2、3、4、5というふうにあるんだけど、その他っていうのはこれ8%、お金にすると約1,000万円ほどになるんだけど、これは、その他はどういう品目でしょうか。

○分科会長（浅田　徹）　ふるさと納税の関係ですか。

○委員（椿野　仁司）　はい。

○分科会長（浅田　徹）　ページ数でちょっと。

○委員（椿野　仁司）　だから、資料の3ページ。

（「どこ、資料」と呼ぶ者あり）その他は何、大体わかれば。（「後でちょっと調べたら」と呼ぶ者あり）いや、わからなかつたらいいですよ。後でくれたらいいです。

○分科会長（浅田　徹）　柳沢課長。

○環境経済課長（柳沢　和男）　上位5までは具体的に書かせていただいて、そのほかを「その他」というふうに言わせていただいています。そのほかは、加工食品でありますとかお菓子類、酒類等々、豊岡市の特産品として出させていただいてますようなものをまとめて、その他というふうに言わせていただいているというところでございます。

○委員（椿野　仁司）　はい、わかりました。

○分科会長（浅田　徹）　椿野委員。

○委員（椿野　仁司）　こないだの一般質問で福田議員が空き家対策のことで、特定空き家とかいろいろ、いろんなかなり突っ込んだお話をされておられたと思うんですけども、その中でふるさと納税というものをいわゆる空き家対策に使えませんかっていうような質問が出てましたね。なかつたかな、たしか言った……（「あったあった」と呼ぶ者あり）それで今いろいろとふるさと納税については、どこの市とは言わないけれども、使い方に非常に問題があって、国のこれに対する政策的なことにはなるんだけども、独自のふるさと納税のあり方っていうのはいろいろと今、検討、研究されてると思うんだけど、

今、豊岡市が抱えてるいろんな問題は、いわゆる物や何かの返礼品ばかりではなくて、大変いいこのシステムがあるので、これを今のそういった空き家の見守りだと、例えば特定空き家があっても、なかなかいろいろと事情はあるものの、いわゆるそういうものに使えないのか。いわゆるふるさとを守ろうとか、そういったふるさとが危ない状況にある、そういったことで、本来のふるさとに思う気持ちを、そういうものに使えないのかなというふうに、福田議員の質問を聞いてて、そう思ったんだけど、これって、そういうものじゃ使えないものなのか、どうかっていうのをちょっと教えてほしい。

○分科会長（浅田　徹）　柳沢課長。

○環境経済課長（柳沢　和男）　ご質問いただいたような内容で今、実際にやってるものがございます。高齢者の方の見守りサービスというようなものを郵便局と連携をして、商品化をさせていただいてます、ことしから。ただ、今、申し込みの実績があるかと言いましたら、具体的にはない状況でございます。ただ、議員おっしゃいますように、いろんな場面で「物」ではなくて「こと」といったような豊岡独自の考え方みたいなものを今後はやっていけば、また額を伸ばしていく、あるいは課題解決に結びついていくということもあるかと思いますので、そういうあたりは、どんなことができるかという研究はさせていただきたいというふうに思ってます。

○分科会長（浅田　徹）　椿野委員。

○委員（椿野　仁司）　お願いというよりも意見でいいと思いますので、こないだの、今の空き家のことについても、非常に今たくさんこれからどんどんどんどんふえるんだろうと思うんですね。なかなかこれに対して予算をつけるっていうのも大変な作業だし、いわゆる自分たちがふるさとを、例えば但東町なら但東町を、もう家は置いたまま、そのまま出かけて、外へ出て帰ってこないと、そういう人たちが自分たちのふるさとの但東町を何かやっぱり見守っていくっていうかね、ふるさとをやっぱり気にしてもらって、そういうお金に使っていただくっていう返礼。物ばっかりに、そういうものに求めるん

じゃなく、そういう形でできないのかなというように思ったので、再度そういうことについて、ちょっとまたご検討いただければありがたいです。以上です。

いいですよ、それは。

○分科会長（浅田　徹）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（浅田　徹）　それでは、質問を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（浅田　徹）　討論を打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（浅田　徹）　ご異議なしと認めます。

よって、第154議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで建設経済分科会を暫時休憩します。

午後1時43分　分科会休憩

午後1時43分　委員会再開

○委員長（浅田　徹）　休憩前に引き続き、建設経済委員会を再開します。

次に、第159議案、令和元年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。

岡田課長。

○水道課長（岡田　光美）　419ページをごらんください。第159議案、令和元年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

内容につきましては、本会議において部長が説明したとおりでございますが、少し説明を加えさせていただきます。

422ページをごらんください。収益的収入及び支出の上段、収入の部でございますが、前年度決算の確定によるものでございます。下段の支出ですが、前年度決算の確定によるものと時間外の補正によ

るものでございます。

次ページ、資本的収入及び支出でございますが、時間外の補正によるものと、舗装復旧の一部が下水道課の事業区間と重複するため、下水道課で一括発注を行い、水道課負担分については、負担金を支払うこととして予算の組み替えを行うものでございます。

それから426ページをごらんください。債務負担行為ですが、4路線の管路の更新と舗装復旧を、ゼロ市債による老朽化の更新事業として提案させていただいております。

他の資料につきましては、ご清覧願います。よろしくお願ひします。以上でございます。

○委員長（浅田　徹）　質疑はございませんか。

椿野委員。

○委員（椿野　仁司）　今の426ページの債務負担行為、老朽管の更新事業、ゼロ市債なんだけども、1億円っていうことは1キロ、いや、違う違う、ちょっと待てよ。いやいや、例えば老朽管の更新事業だから、老朽管を新しくするんでしょう。そうすると、前に聞いたんだけど、メーター10万円ぐらいだったんじゃなかったかな、水道って。ちょっと待って、水道管、埋設するの、やり替える、僕はそう聞くと、違ったら言ってね。そうすると、単純に計算すると、1億円っていうと1キロになっちゃうんだけど、そんなもんなんか、ちょっと間違ってたら今、訂正してやってください。

○委員長（浅田　徹）　岡田課長。

○水道課長（岡田　光美）　今、議員の言われるとおりでございますが、今、設計で上げさせていただいたのは1,270メートルと、約1キロちょっとということでご理解いただきたいと思います。（発言する者あり）

○委員長（浅田　徹）　椿野委員。

○委員（椿野　仁司）　どこをやるんでございますか。

○委員長（浅田　徹）　岡田課長。

○水道課長（岡田　光美）　今、提案させていただいているのは、市道太田西向線、それから市道太田川沿線、それから市道名色万場栗栖野線、それか

ら日向太田線と冬期間、雪が多く降るところを、気候のいいときに少しでも早くかかりたいっていうことで、ゼロ市債で上げさせていただいております。このほかに本年度、工事しましたところの舗装復旧もあわせて提案をさせていただいております。以上でございます。

○委員長（浅田　徹）　椿野委員。

○委員（椿野　仁司）　私の記憶がまた間違ってたら、申しわけない。今の場所のことについては、できたら委員長、図面というか、絵に落としていただきたいと思います。それは要求します。

それから、水道管は市内の延長1,400キロぐらいで、大体……（「1,040ぐらいです」と呼ぶ者あり）ああ、1,040。

○委員長（浅田　徹）　委員長を通してよろしくお願いします。

○委員（椿野　仁司）　約1,000キロだよね、1,000キロですね。ちょっともう1回、確認です、はい。

○委員長（浅田　徹）　じゃあ、延長の確認ということで。

岡田課長。

○水道課長（岡田　光美）　詳しく今は資料を持ってませんが、約1,040キロ程度でございます。以上です。

○委員（椿野　仁司）　いいです、それで。

○委員長（浅田　徹）　それでは、今、椿野委員からありましたこの債務負担1,270メートルを予定されてますその箇所ですね、ポンチ絵でよろしいので、委員のほうに配付をよろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（浅田　徹）　それでは、質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（浅田　徹）　討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第159号議案は、原案のと

おり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　ご異議なしと認めます。よって、第159号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第160号議案、令和元年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。当局の説明を求めます。

石津下水道課長。

○下水道課長（石津　隆）　429ページをごらんください。第160号議案、令和元年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

内容につきましては、本会議におきまして上下水道部長より説明したとおりでございます。

若干補足をいたしますので、432ページの補正予算実施計画をごらんください。まず収益的収入及び支出ですが、こちらにつきましては、平成30年度の決算を受けまして補正をいたしますものでございます。

次に、433ページの資本的収入及び支出でございます。建築改良費におきまして農業集落排水施設、具体的には桑野本浄化センターの長寿命化対策を今回、追加補正しております。また、水道課のほうで説明がありましたように、舗装復旧工事の負担金を受けて、下水道課のほうで施工します部分がありますので、その部分におきます収入及び支出を増額補正いたしております。

説明は以上でございます。

○委員長（浅田　徹）　説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　質疑を打ちります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　討論を打ちります。

お諮りいたします。第160号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　ご異議なしと認めます。よって、第160号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

岡田課長。

○水道課長（岡田　光美）　済みません、先ほどゼロ市債の総延長を1,270メートルと申しましたが、1,470メートルの間違いでございました。訂正させてください。よろしくお願ひします。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田　徹）　続きまして、第171号議案、令和元年度豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

岡田課長。

○水道課長（岡田　光美）　追加議案書の136ページをごらんください。第171号議案、令和元年度豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本議案は、本会議で総務部長が説明したとおりで、人労に係る人件費の補正でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（浅田　徹）　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　質疑を打ちります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　討論を打ちります。

お諮りいたします。第171号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　ご異議なしと認めます。よって、第171号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第172号議案、令和元年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

石津課長。

○下水道課長（石津 隆） 145ページをごらんください。第172号議案、令和元年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本議会におきまして総務部長より説明したとおりでございます。いずれも、給与改定に伴う増額でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 徹） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。第172号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。よって、第172号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で第162号議案以外、当委員会に付託されました議案に対する審査は終了いたしました。

この際、当局の皆さんから特にご発言はございませんか。

石田課長。

○農林水産課長（石田 敦史） 第147号議案のところで、議案書269ページのところで豊岡市立農業研修交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定のところで、青山議員のほうからの質問でございました。

今回は、祥雲寺地区の地域農業管理施設のほうを地元に無償譲渡というふうなところで今回、条例の一部廃止の提案をさせていただいたところですが、但東町の坂野地区については、10年の長期利用財産には当たっていないのかというご質問の中で私、

10年はまだたってないというふうな説明をさせていただきましたが、既に平成17年の7月に竣工しておって、10年は経過しておるところなんですが、この事業、県営の土地改良事業のほうで整備した施設でございまして、関係の出先の事務所、豊岡土地改良センターのほうに、公共施設マネジメント推進室のほうから紹介をしていただいたところですが、要は受け皿が法人格を有する団体でないと、無償譲渡はできないというふうな回答がございまして、今回については、坂野区については条例から廃止はしないというところでご理解いただきたいと思います。以上です。

○委員長（浅田 徹） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田 徹） 大変ご苦労さまでございました。

それでは、ないようでしたら、出石振興局以外の当局の皆さんには退席していただいて結構です。

ここで委員会を暫時休憩します。

午後1時55分 委員会休憩

午後2時03分 委員会再開

○委員長（浅田 徹） それでは、それぞれおそらくですので、委員会を再開したいと思います。

申し出によりまして、出石振興局の大岸主幹も同席ということで認めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第162号議案、建物の無償譲渡及び土地の無償貸付けについてを議題としたいと思います。

それぞれ説明を求めることがあります。よろしくお願いします。

阪本課長。

○出石振興局地域振興課長（阪本 義典） それでは、追加議案1ページをごらんください。第162号議案、建物の無償譲渡及び土地の無償貸付けについてご説明をいたします。

本案の内容につきましては、昨日の本会議におきまして出石振興局長が説明を申し上げたとおりで

ございます。よろしくご審議賜りますようお願ひします。

なお、今お手元のほうに事業候補者の概要、それから土地建物等の仮契約書、図面等をお配りしております。

局長のほうからまず説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○出石振興局長（榮木 雅一）失礼します。

○委員長（浅田 徹）榮木局長。

○出石振興局長（榮木 雅一）まずは資料の確認をさせていただきたいと思います。資料は4つ、4種類ございます。1つは、乙女の湯再稼働提案説明の概要版カラー刷りのやつです。それから市有財産譲与仮契約書の書類、そして加えて相手方の決算報告書です。それと、土地無償貸付位置図の4種類ございます。それでは乙女の湯の提案説明の、提案内容について簡単にご紹介させていただきます。

カラー刷りの提案資料のほうをごらんください。最初のページをめくってもらって、2ページ目から。2ページ目には株式会社キリンジの会社概要を載せています。代表取締役は天川洋介、従業員数は12名、以下、年商、所在地、事業内容等を記載しております。

それから3ページ目です。代表取締役の天川氏の略歴についてご紹介をしたものでございます。昭和55年生まれの兵庫県出身の方でございます。

次に、4ページ目をごらんください。4ページ目につきましては、提案説明の提案の趣旨を簡単に記載したものでございます。日帰り温泉乙女の湯を、話題性の高い温泉つきグランピング施設にして、複数の飲食テナントなども兼ね備えた複合施設化により、地域の方々のみならず、新しく若い世代の宿泊客を呼び込める施設づくりを目指したいとしています。

続いて、5ページ目です。目指すべき姿ということでご提案を受けております。これもごらんいただけたらいいかなというように思うんですけども、その土地の自然の気候風土を感じられる楽しみ方であるグランピングを付加、加えることで、豊岡の

観光産業に新しい魅力が、観光の新しい楽しみ方の幅を広げたいということでの提案です。

それから、その次の行、ミレニアム層、若者層だとかアウトドアを好むファミリー層などを誘致することができる。良質な温泉や木造の温泉施設に魅力を加え、感度の高い飲食店舗の誘致を行うことによりまして、地元の方たちの憩いの場としても気軽にご利用いただけるようにしたいと。

新しい顧客層と地元のお客様、双方のアプローチによって新しいマーケットの創出と活性化の拠点となるよう目指したいというものです。

次のページ、6ページでございます。施設構成をしています。乙女の湯の施設、温泉施設ですけれども、左側の平面図で申しますと、左下のほうが玄関ホールになります。今度、新たにベーカリー、カフェ、新設のベーカリー、カフェをつくっていて、その飲食店舗というくくりがございます。この中庭の活用、中を改修しながら、飲食店舗に改修していくというような予定であります。右側が温泉浴棟でございます、浴室。右側ですけれども、写真で位置図を配置しております。グランピング、バーベキュースペースが乙女の湯の営業施設のすぐ下側になります。グランピング、バーベキューであります。

次のページ、7ページです。長期運営プランとして、その辺の規模、しばらくはこの構成内容になるんですけども、長期的なプランについてもご提案があります。いずれにしても施設の価値を保ちながら、長期な運営を実現するために、例えば将来的にはレンタサイクルだとかランニングステーションという提案がございます。

あつ、抜けておりました。浴槽、ちょっと前に戻っていただきまして、6ページなんですけれども、温泉の浴室です。議場でも、ご説明申し上げたところですけども、それ以前に議員の皆さんにご説明はしているんですけども、内湯については、マイクロバブルバス、源泉を使った水風呂と、それから従来からある露天風呂と温かい温泉がございます。

それから仮契約書のほう2枚、2種類ございまして、譲与の仮契約書と貸し付けの契約書がございま

す。とりあえず、きょうは時間の都合もございますので、譲与契約書の契約状況をお話しさせていただきたいと思います。

第2条、具体的には第2条で用途指定をさせていただいている。温泉施設、用途は温泉施設等の用途に供さなければならぬです。

第4条です。所有権の移転については、2020年2月に譲与財産の所有権を移転するということです。それから引き渡し前の立入り等の承諾ということで規定しております。早期の再開を目指すということでもございますので、開始期間、いわゆる今も準備期間だけでも前倒しができるような形で条項を一条規定しております。

それから次のページをめくっていただいて、15条と16条でもし万が一撤退というようなことの場合についての条項です。返還あるいは賠償金を定めるというふうなことで確認いただければと思います。

それから運営協定書のコピーの資料を開いていただきたいと思います。これについては契約書記載内容などの優先事項だとかということを確認していただくこととしております。

それから最後の決算報告書です。これについては、大変若い会社でございますので、1期と2期の部分しかございません。内容等をごらんいただければと思います。

最後は土地無償貸付位置図ということでつけておりますので、ご確認いただきたいというふうに思います。簡単でございますけども説明とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（浅田　徹）　説明は終わりました。

ここで暫時休憩をします。

午後2時14分　委員会休憩

午後2時32分　委員会再開

○委員長（浅田　徹）　それでは、委員会を再開したいと思います。

休憩中にいろんな意見、拝聴しました。再開してからの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　打ち切ります。

お諮りいたします。第162号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　ご異議なしと認めます。よって、第162号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、これで出石振興局の皆さん大変ご苦労さまでした。

また暫時休憩します。

午後2時33分　委員会休憩

午後2時35分　委員会再開

○委員長（浅田　徹）　それでは会議を再開します。

協議事項の2番、意見、要望のまとめについてに入ります。

当委員会に審査を付託されました案件につきましては、案件につきましては、全てを終了しました。

ここで、委員会意見、要望として、委員長報告に付すべき内容について協議いただきたいと思います。それぞれ内容があれば協議をしていきたいと思います。どうでしょうか。

○委員（青山　憲司）　よろしいですか。

○委員長（浅田　徹）　青山委員。

○委員（青山　憲司）　今回、多くの公共施設が受益者負担の適正化ということで、使用料等の見直しで利用料等が、上限額が上げられるということで、使用料が当然ふえていくということになると思うんですが、利用者の立場で考えれば、その使用料がふえることによって、やっぱりちょっと利用者が減るんではないかというふうなことを考えられます。その施設の管理運営者として経費をやっぱり削減する方針とか、取り組みをしっかりした上で、その利用者のサービスを低下させないような取り組みを

やっぱり基本にすべきだと私は思います。公共施設であっても、やっぱり市民サービスっていうのが基本になると思います。

それから、経費削減方策について、各施設においては、しっかりと今後、取り組みを進めることというふうな意見をぜひ付していったほうがいいんではないかなというふうに思いました。（「いいと思います」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田　徹）　松井委員。

○委員（松井　正志）　これ指定管理施設ばっかしだすね。これ、だから、今の意見を言うと、この指定管理団体がもうかっちゃんですけれども。いいか。

○委員長（浅田　徹）　これもちよっと。

暫時休憩します。

午後2時38分　委員会休憩

午後2時45分　委員会再開

○委員長（浅田　徹）　じゃあ、休憩前に引き続き委員会を再開したいと思います。

それでは、意見、要望のまとめにつきましては、十分、発言のありました委員の趣旨を反映しながら、尊重しながら正副委員長のほうでまとめさせていただくということで、一任をしてやるっていうことによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹）　ありがとうございます。では、よろしくお願いいいたします。このように決定しました。

委員会を暫時休憩します。

午後2時45分　委員会休憩

午後2時45分　分科会再開

○分科会長（浅田　徹）　それでは、次に、分科会のほうの関係になります。休憩前に引き続き建設経済分科会を再開したいと思います。

これは、第154号議案、それぞれ補正でございます。この関係につきまして、これにつきましての意見、要望等がございましたらということで、協議をお願いしたいと思います。

これも暫時休憩します。

午後2時46分　分科会休憩

午後2時46分　分科会再開

○分科会長（浅田　徹）　じゃあ、再開をいたします。

それでは、特に第154議案等につきましては、付すべき意見、要望なしということで、ご賛同いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（浅田　徹）　異議がないようですので、そのように決定をいたしました。

ここで、建設経済分科会を閉会します。

午後2時47分　分科会閉会

午後2時47分　委員会再開

○委員長（浅田　徹）　それでは、委員会を再開をしたいと思います。

本日の協議の3番であります。管外行政視察研修についてを議題としたいと思います。

この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局主幹（小林　昌弘）　次第の4ページをごらんください。そちらのほうに来年の4月から5月の予定表ということでつけさせていただいております。例年、この常任委員会の管外視察2泊3日で、5月に実施をされております。来年なんですが、連休がありまして、もう後半になりますと、定例会が始まるということで22日には議運があります。4月という線もあるんですけども、どうしても受け入れのほうの立場としては、4月というのはやっぱり……（「これは異論あるな」と呼ぶ者あり）はい、敬遠されるということもありますので、これで見ますと5月の11の週、11日月曜日には水道まつりがありますので、それをよける形で12日火曜日から15日の金曜日のあたりでどうかと考えますので、ご協議をお願いします。

○委員長（浅田　徹）　委員会を暫時休憩します。

午後2時48分　委員会休憩

午後2時50分 委員会再開

○委員長（浅田　徹） それでは、委員会を再開します。

そしたら、今の当局提案のとおり、相手もあろうことですけども、11日を外して12、13、14、15、いずれかの2泊3日で調整させていただきたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹） じゃあ、そのように相手さんがあることでございますので、考慮してということでお2から15日の間の3日ということでおろしくお願ひしたいと思います。

あわせて、まだ時間、期間はありますけども、視察研修等の議題とか、こういうことを見たいとか何か皆さんお思いのことがございましたら、また正副委員長、事務局のほうにもひとつよろしく、場所も含めてですけども、尊重したいと思うんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4番の閉会中の継続審査申し出についてを議題としたいと思います。

まずは、それでは、5ページを開いていただきたいと思います。これは先日の委員会で決定をいたしました、この事項を新たに、一番下、ちょっと太字であらわしておりますけども、専門職大学と演劇のまちについてというのを加えております。

議長に対して、この委員会重点調査項目を閉会中の継続審査事項として議長のほうに申し出したいと思いますけども、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

次に、第5番目、その他でございます。

この際、委員の皆さんのはうから何かご発言等があるようでしたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（浅田　徹） ないようでしたら、大変長時間にわたり、本当に慎重審議、ご苦労さまでした。

以上をもちまして建設経済委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後2時52分 委員会閉会